昭24. 11. 9.

官報

主要目次

省令
○道路運送法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴う省令の整理等に関する省令　六九頁
告示
○特定財産管理令により特定人でなくなつた者の特定財産の管理解除　六九
○連合国財産指定　六九
○連合国財産返還命令　六九
○才田農協割増金附定期貯金の細目等　六九
○肥後無盡宝船定期預金の細目等　六九
○南中通村農協第一回割増金附定期貯金の細目等　七〇
○福井県みづほ定期貯金の細目等　七〇
○上之郷村農協割増定期貯金の細目等　七〇
○砂川町農協割増金附定期貯金の細目等　七〇
○健康保険組合の合併認可等　七〇
○主要食糧購入通帳の有効期限延長　七一
○新橋自動車区外七自動車区における荷物及び貨物の運送に関する告示廃止　七一
○第七回割増金附定額郵便貯金の取扱　七一
○職業安定法に基き神奈川身体障害者公共職業補導所等設置　七二
日本弁護士連合会事項
○弁護士名簿登録等　七二

省令

◎運輸省令第六十九号

道路運送法施行令の一部を改正する政令（昭和二十四年政令第三百五十九号）等の施行に伴う省令の整理等に関する省令

昭和二十四年十一月九日

運輸大臣　大屋　晋三

道路運送法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴う省令の整理等に関する省令

第一條　車両規則（昭和二十二年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

車両規則（様式を含む。）中「陸運局長」を「都道府県知事」に改める。

第一号様式備考(8)中「当該行政官庁」を「都道府県」に改める。

第二條　道路運送調査規則（昭和二十三年総理庁令、運輸省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「陸運局分室長（陸運局の所在する都府県及び石狩、後志、空知各支庁の所管区域内にあつては陸運局長）」を「陸運局長」に改め、第二項中「、陸運局分室長」及び陸運局分室長」を削る。

第三條中「及び陸運局分室長」及び「、陸運局分室長」を削る。

第四條第一項中「陸運局分室長（陸運局の所在する都府県及び石狩、後志、空知各支庁の所管区域内にあつては陸運局長）」を「都道府県知事」に改め、第二項を次のように改める。

前項の報告書は、陸運局長を経由して提出しなければならない。

第六條中「以内に運輸大臣」を「以内に都道府県知事」に改める。

第七條及び第八條中「陸運局分室長（陸運局の所在する都府県及び石狩、後志、空知各支庁の所管区域内にあつては陸運局長）」を「都道府県知事」に改める。

第七号様式及び第八号様式中「陸運局長　陸運局分室長」を「都道府県知事」に改める。

第三條　連合国人所有自動車購入登録規則（昭和二十四年運輸省令第十号）の一部を次のように改正する。

第三條中「陸運局長」を「都道府県知事」に改める。

第四條　自動車運用規則（昭和二十四年運輸省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五條並びに第一号様式、第三号様式及び第四号様式備考中「陸運局分室」を「都道府県知事」に改める。

第十一條及び第二号様式備考中「陸運局分室別」を「地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）第七十四條の二に規定する陸運事務所別」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年十一月一日から適用する。

告示

◎総理府告示第百二十三号

特定財産管理令（昭和二十一年勅令第二百八十六号）第四條の二の規定により、左に掲げる者は、それぞれ左に掲げる日をもつて特定人でなくなつた。従つてその者の有し又は有していた特定財産の管理は解除された。

昭和二十四年十一月九日

内閣総理大臣　吉田　茂

氏名	特定人でなくなつた日
日比　弘	昭和二十四年十月十三日
石崎　益雄	昭和二十四年十月十三日
伊藤　忠	昭和二十四年十月十三日
木村　竹治	昭和二十四年十月十三日
北村　九郎	昭和二十四年十月十三日
岡部　克己	昭和二十四年十月十三日
植田理喜夫	昭和二十四年十月十三日
湯浅　虎夫	昭和二十四年十月十三日
鈴木　栄	昭和二十四年十月十三日

◎総理府告示第百二十四号

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産の返還等に関する勅令（昭和二十一年勅令第二百九十四号）第二條第一項の規定によつて、左の者に対しそれぞれその所有する左の連合国財産を昭和二十四年十一月十日までにサラ・アンドリュース（静岡市大岩宮下町三十七番地）に返還することを命じた。

昭和二十四年十一月九日

内閣総理大臣　吉田　茂

一	青森市立第一高等学校（青森市造道浪打百四十一番地）	横須賀市八幡久里浜、久里浜略奪品倉庫
種類	数量	所在地
動産	一点	青森市造道浪打百四十一番地
二	電気通信大臣	
種類	数量	所在地
動産	一点	横須賀市八幡久里浜、久里浜略奪品倉庫
三	気多　信雄（静岡市安東三丁目十九番地）	
種類	数量	所在地
動産	八点	静岡市安東三丁目十九番地
二	同（冷蔵庫）	一点
三	同（食卓）	一点
四	同（椅子）	六点
五	同（調理台）	一点

◎総理府告示第百二十五号

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産の返還等に関する勅令（昭和二十一年勅令第二百九十四号）第二條第一項の規定によつて、左の者に対しそれぞれその所有する左の連合国財産を昭和二十四年十一月十日までにサラ・アンドリュース（静岡市大岩宮下町三十七番地）に返還することを命じた。

昭和二十四年十一月九日

内閣総理大臣　吉田　茂

一	青森市立第一高等学校（青森市造道浪打百四十一番地）	横須賀市八幡久里浜、久里浜略奪品倉庫
種類	数量	所在地
動産	一点	青森市造道浪打百四十一番地
二	電気通信大臣	
種類	数量	所在地
動産	八点	静岡市安東三丁目十九番地

◎大蔵省告示第九百号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、才田農協割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月九日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　才田農協割増金附定期貯金

二　種類　契約期間　一年
　　(イ)預入金額　一口千円
　　(ロ)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月九日から同年十二月二十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一箇の抽せん権を附与し、抽せん権三千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金当せんの数
特等	一本
一等	七本
二等	一六本
三等	四〇本
四等	一〇〇本
五等	二〇〇本
六等	三〇〇本
七等	五〇〇本
八等	四〇〇〇本
計	二、四八三本

五　抽せん期日　昭和二十五年一月二日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十五年一月十日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第九百一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、肥後無盡宝船定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月九日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　肥後無盡宝船定期預金

二　種類　契約期間　一年
　　(イ)預入金額　一口千円
　　(ロ)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月十五日から同年十二月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一箇の抽せん権を附与し、抽せん権一万箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金当せんの数
特等	一本
一等	七本
二等	一六本
三等	四〇本
四等	一〇〇本
五等	二〇〇本
六等	三〇〇本
七等	五〇〇本
八等	四〇〇〇本
計	二、四八三本

五　抽せん期日　昭和二十五年一月二日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十五年一月十日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

三等	一〇〇	四六	
四等	五〇	四二	
五等	三〇	九、八八八	
計		一〇、〇〇〇	

五　抽せん期日　昭和二十五年一月七日
六　抽開始期日　昭和二十五年一月十日
七　預金証書の印紙税　預金証書の規定により、印紙税を課さない。
八　その他　この預金は、その預入の際、その取扱者と無盡契約をしている者に限り、預け入れることができる。

◎大蔵省告示第九百二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、南中通村農協第一回割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月九日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　南中通村農協第一回割増金附定期貯金

二　條件
(イ)契約期間　一年
(ロ)預入金額　一口千円
(ハ)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月十五日から同年十二月十四日まで。

四　割増金
(イ)一箇の抽せん権を附與し、抽せん権千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	五、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇円	一一本
二等	五〇〇円	五一本
三等	一〇〇円	一、〇〇〇本
四等	五〇円	七、九三一本
計		一、〇〇〇本

(ロ)預入金額一口ごとに一箇の抽せん権を附與し、抽せん権六千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金品	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇円	三本
三等	三〇〇円	六本
四等	一〇〇円	一八本
五等	五、九七一円	一、一八一本
特別賞	団体旅行券　一枚	一本
計		六、〇〇〇本

五　抽せん期日　昭和二十四年十二月二十日
六　割増金品の支払開始期日　昭和二十四年十二月二十六日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第九百三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、福井県みづほ定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月九日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　福井県みづほ定期貯金

二　條件
(イ)契約期間　一年
(ロ)預入金額　一口五百円
(ハ)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月十五日から同年十二月十五日まで。

四　割増金品　預入金額一口ごとに一箇の抽せん権を附與し、抽せん権六千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金品	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇円	三本
三等	三〇〇円	六本
四等	一〇〇円	一八本
五等	五、九七一円	一、一八一本
特別賞	団体旅行券　一枚	一本
計		六、〇〇〇本

五　抽せん期日　昭和二十四年十二月二十日
六　割増金品の支払開始期日　昭和二十四年十二月二十六日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第九百四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、上之郷村農協割増定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月九日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　上之郷村農協割増定期貯金

二　條件
(イ)契約期間　一年
(ロ)預入金額　一口千円
(ハ)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月十五日から同年十二月十四日まで。

四　割増金
(イ)一箇の抽せん権を附與し、抽せん権二千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇円	二本
二等	三、〇〇〇円	四本
三等	一、〇〇〇円	一〇本
四等	五〇〇円	二三本
五等	一〇〇円	一〇〇本
六等	五〇円	一、八五六本
計		二、〇〇〇本

(ロ)預入金額一口ごとに一箇の抽せん権を附與し、抽せん権三千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	三〇、〇〇〇円	一本
二等	一〇、〇〇〇円	二本
三等	三、〇〇〇円	五本
四等	一、〇〇〇円	一〇本
五等	五〇〇円	二七本
六等	二〇〇円	二、六〇四本
七等	五〇円	三、〇〇〇本
計		二、六〇四本

五　抽せん期日　昭和二十四年十二月二十日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十四年十二月二十五日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第九百五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、砂川町農協割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月九日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　砂川町農協割増金附定期貯金

二　條件
(イ)契約期間　一年
(ロ)預入金額　一口千円
(ハ)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月十五日から同年十二月十四日まで。

四　割増金
(イ)一箇の抽せん権を附與し、抽せん権千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	五、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇円	一一本
二等	五〇〇円	五一本
三等	一〇〇円	一、〇〇〇本
四等	五〇円	七、九三一本
計		一、〇〇〇本

(ロ)預入金額一口ごとに一箇の抽せん権を附與し、抽せん権六千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金品	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇円	三本
三等	三〇〇円	六本
四等	一〇〇円	一八本
五等	五、九七一円	一、一八一本
特別賞	団体旅行券　一枚	一本
計		六、〇〇〇本

五　抽せん期日　昭和二十四年十二月二十日
六　割増金品の支払開始期日　昭和二十四年十二月二十六日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第九百四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、上之郷村農協割増定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月九日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　上之郷村農協割増定期貯金

二　條件
(イ)契約期間　一年
(ロ)預入金額　一口千円
(ハ)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月十五日から同年十二月十四日まで。

四　割増金
(イ)一箇の抽せん権を附與し、抽せん権二千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇円	二本
二等	三、〇〇〇円	四本
三等	一、〇〇〇円	一〇本
四等	五〇〇円	二三本
五等	一〇〇円	一〇〇本
六等	五〇円	一、八五六本
計		二、〇〇〇本

(ロ)預入金額一口ごとに一箇の抽せん権を附與し、抽せん権三千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	三〇、〇〇〇円	一本
二等	一〇、〇〇〇円	二本
三等	三、〇〇〇円	五本
四等	一、〇〇〇円	一〇本
五等	五〇〇円	二七本
六等	二〇〇円	二、六〇四本
七等	五〇円	三、〇〇〇本
計		二、六〇四本

五　抽せん期日　昭和二十四年十二月二十日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十四年十二月二十五日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎厚生省告示第二百四十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、南中通村農協第一回割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月九日

厚生大臣　林　譲治

一　名称　南中通村農協第一回割増金附定期貯金

二　條件
(イ)契約期間　一年
(ロ)預入金額　一口千円
(ハ)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月十五日から同年十二月十四日まで。

四　割増金
(イ)一箇の抽せん権を附與し、抽せん権千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	五、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇円	一一本
二等	五〇〇円	五一本
三等	一〇〇円	一、〇〇〇本
四等	五〇円	七、九三一本
計		一、〇〇〇本

(ロ)預入金額一口ごとに一箇の抽せん権を附與し、抽せん権六千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金品	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇円	三本
三等	三〇〇円	六本
四等	一〇〇円	一八本
五等	五、九七一円	一、一八一本
特別賞	団体旅行券　一枚	一本
計		六、〇〇〇本

五　抽せん期日　昭和二十四年十二月二十日
六　割増金品の支払開始期日　昭和二十四年十二月二十六日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎厚生省告示第二百四十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、福井県みづほ定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月九日

厚生大臣　林　譲治

一　名称　福井県みづほ定期貯金

二　條件
(イ)契約期間　一年
(ロ)預入金額　一口五百円
(ハ)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月十五日から同年十二月十四日まで。

四　割増金品　預入金額一口ごとに一箇の抽せん権を附與し、抽せん権六千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金品	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇円	三本
三等	三〇〇円	六本
四等	一〇〇円	一八本
五等	五、九七一円	一、一八一本
特別賞	団体旅行券　一枚	一本
計		六、〇〇〇本

五　抽せん期日　昭和二十四年十二月二十日
六　割増金品の支払開始期日　昭和二十四年十二月二十六日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎厚生省告示第二百四十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、上之郷村農協割増定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月九日

厚生大臣　林　譲治

一　名称　上之郷村農協割増定期貯金

二　條件
(イ)契約期間　一年
(ロ)預入金額　一口千円
(ハ)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月十五日から同年十二月十四日まで。

四　割増金
(イ)一箇の抽せん権を附與し、抽せん権二千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇円	二本
二等	三、〇〇〇円	四本
三等	一、〇〇〇円	一〇本
四等	五〇〇円	二三本
五等	一〇〇円	一〇〇本
六等	五〇円	一、八五六本
計		二、〇〇〇本

(ロ)預入金額一口ごとに一箇の抽せん権を附與し、抽せん権三千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	三〇、〇〇〇円	一本
二等	一〇、〇〇〇円	二本
三等	三、〇〇〇円	五本
四等	一、〇〇〇円	一〇本
五等	五〇〇円	二七本
六等	二〇〇円	二、六〇四本
七等	五〇円	三、〇〇〇本
計		二、六〇四本

五　抽せん期日　昭和二十四年十二月二十日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十四年十二月二十五日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎厚生省告示第二百四十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、砂川町農協割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月九日

厚生大臣　林　譲治

一　名称　砂川町農協割増金附定期貯金

二　條件
(イ)契約期間　一年
(ロ)預入金額　一口千円
(ハ)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月十五日から同年十二月十四日まで。

四　割増金
(イ)一箇の抽せん権を附與し、抽せん権千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	五、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇円	一一本
二等	五〇〇円	五一本
三等	一〇〇円	一、〇〇〇本
四等	五〇円	七、九三一本
計		一、〇〇〇本

(ロ)預入金額一口ごとに一箇の抽せん権を附與し、抽せん権六千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金品	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇円	三本
三等	三〇〇円	六本
四等	一〇〇円	一八本
五等	五、九七一円	一、一八一本
特別賞	団体旅行券　一枚	一本
計		六、〇〇〇本

五　抽せん期日　昭和二十四年十二月二十日
六　割増金品の支払開始期日　昭和二十四年十二月二十六日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎厚生省告示第二百四十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、福井県みづほ定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月九日

厚生大臣　林　譲治

一　名称　福井県みづほ定期貯金

二　條件
(イ)契約期間　一年
(ロ)預入金額　一口五百円
(ハ)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月十五日から同年十二月十四日まで。

四　割増金品　預入金額一口ごとに一箇の抽せん権を附與し、抽せん権六千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金品	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇円	三本
三等	三〇〇円	六本
四等	一〇〇円	一八本
五等	五、九七一円	一、一八一本
特別賞	団体旅行券　一枚	一本
計		六、〇〇〇本

五　抽せん期日　昭和二十四年十二月二十日
六　割増金品の支払開始期日　昭和二十四年十二月二十六日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎厚生省告示第二百四十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、砂川町農協割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月九日

厚生大臣　林　譲治

一　名称　砂川町農協割増金附定期貯金

二　條件
(イ)契約期間　一年
(ロ)預入金額　一口千円
(ハ)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月十五日から同年十二月十四日まで。

四　割増金
(イ)一箇の抽せん権を附與し、抽せん権千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	五、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇円	一一本
二等	五〇〇円	五一本
三等	一〇〇円	一、〇〇〇本
四等	五〇円	七、九三一本
計		一、〇〇〇本

(ロ)預入金額一口ごとに一箇の抽せん権を附與し、抽せん権六千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金品	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇円	三本
三等	三〇〇円	六本
四等	一〇〇円	一八本
五等	五、九七一円	一、一八一本
特別賞	団体旅行券　一枚	一本
計		六、〇〇〇本

五　抽せん期日　昭和二十四年十二月二十日
六　割増金品の支払開始期日　昭和二十四年十二月二十六日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎厚生省告示第二百四十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、上之郷村農協割増定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月九日

厚生大臣　林　譲治

一　名称　上之郷村農協割増定期貯金

二　條件
(イ)契約期間　一年
(ロ)預入金額　一口千円
(ハ)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月十五日から同年十二月十四日まで。

四　割増金
(イ)一箇の抽せん権を附與し、抽せん権二千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇円	二本
二等	三、〇〇〇円	四本
三等	一、〇〇〇円	一〇本
四等	五〇〇円	二三本
五等	一〇〇円	一〇〇本
六等	五〇円	一、八五六本
計		二、〇〇〇本

(ロ)預入金額一口ごとに一箇の抽せん権を附與し、抽せん権三千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	三〇、〇〇〇円	一本
二等	一〇、〇〇〇円	二本
三等	三、〇〇〇円	五本
四等	一、〇〇〇円	一〇本
五等	五〇〇円	二七本
六等	二〇〇円	二、六〇四本
七等	五〇円	三、〇〇〇本
計		二、六〇四本

五　抽せん期日　昭和二十四年十二月二十日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十四年十二月二十五日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎厚生省告示第二百四十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、砂川町農協割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月九日

厚生大臣　林　譲治

一　名称　砂川町農協割増金附定期貯金

二　條件
(イ)契約期間　一年
(ロ)預入金額　一口千円
(ハ)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月十五日から同年十二月十四日まで。

四　割増金
(イ)一箇の抽せん権を附與し、抽せん権千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	五、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇円	一一本
二等	五〇〇円	五一本
三等	一〇〇円	一、〇〇〇本
四等	五〇円	七、九三一本
計		一、〇〇〇本

(ロ)預入金額一口ごとに一箇の抽せん権を附與し、抽せん権六千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金品	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇円	三本
三等	三〇〇円	六本
四等	一〇〇円	一八本
五等	五、九七一円	一、一八一本
特別賞	団体旅行券　一枚	一本
計		六、〇〇〇本

五　抽せん期日　昭和二十四年十二月二十日
六　割増金品の支払開始期日　昭和二十四年十二月二十六日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎厚生省告示第二百五十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、福井県みづほ定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月九日

厚生大臣　林　譲治

一　名称　福井県みづほ定期貯金

二　條件
(イ)契約期間　一年
(ロ)預入金額　一口五百円
(ハ)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月十五日から同年十二月十四日まで。

四　割増金品　預入金額一口ごとに一箇の抽せん権を附與し、抽せん権六千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金品	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇円	三本
三等	三〇〇円	六本
四等	一〇〇円	一八本
五等	五、九七一円	一、一八一本
特別賞	団体旅行券　一枚	一本
計		六、〇〇〇本

五　抽せん期日　昭和二十四年十二月二十日
六　割増金品の支払開始期日　昭和二十四年十二月二十六日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎厚生省告示第二百五十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、砂川町農協割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月九日

厚生大臣　林　譲治

一　名称　砂川町農協割増金附定期貯金

二　條件
(イ)契約期間　一年
(ロ)預入金額　一口千円
(ハ)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月十五日から同年十二月十四日まで。

四　割増金
(イ)一箇の抽せん権を附與し、抽せん権千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	五、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇円	一一本
二等	五〇〇円	五一本
三等	一〇〇円	一、〇〇〇本
四等	五〇円	七、九三一本
計		一、〇〇〇本

(ロ)預入金額一口ごとに一箇の抽せん権を附與し、抽せん権六千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金品	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇円	三本
三等	三〇〇円	六本
四等	一〇〇円	一八本
五等	五、九七一円	一、一八一本
特別賞	団体旅行券　一枚	一本
計		六、〇〇〇本

五　抽せん期日　昭和二十四年十二月二十日
六　割増金品の支払開始期日　昭和二十四年十二月二十六日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎厚生省告示第二百五十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、上之郷村農協割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月九日

厚生大臣　林　譲治

一　名称　上之郷村農協割増金附定期貯金

二　條件
(イ)契約期間　一年
(ロ)預入金額　一口千円
(ハ)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月十五日から同年十二月十四日まで。

四　割増金
(イ)一箇の抽せん権を附與し、抽せん権二千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇円	二本
二等	三、〇〇〇円	四本
三等	一、〇〇〇円	一〇本
四等	五〇〇円	二三本
五等	一〇〇円	一〇〇本
六等	五〇円	一、八五六本
計		二、〇〇〇本

(ロ)預入金額一口ごとに一箇の抽せん権を附與し、抽せん権三千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	三〇、〇〇〇円	一本
二等	一〇、〇〇〇円	二本
三等	三、〇〇〇円	五本
四等	一、〇〇〇円	一〇本
五等	五〇〇円	二七本
六等	二〇〇円	二、六〇四本
七等	五〇円	三、〇〇〇本
計		二、六〇四本

五　抽せん期日　昭和二十四年十二月二十日
六　割増金の支払開始期日　昭和二十四年十二月二十五日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎厚生省告示第二百五十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、砂川町農協割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月九日

厚生大臣　林　譲治

一　名称　砂川町農協割増金附定期貯金

二　條件
(イ)契約期間　一年
(ロ)預入金額　一口千円
(ハ)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月十五日から同年十二月十四日まで。

四　割増金
(イ)一箇の抽せん権を附與し、抽せん権千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	五、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇円	一一本
二等	五〇〇円	五一本
三等	一〇〇円	一、〇〇〇本
四等	五〇円	七、九三一本
計		一、〇〇〇本

(ロ)預入金額一口ごとに一箇の抽せん権を附與し、抽せん権六千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金品	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇円	三本
三等	三〇〇円	六本
四等	一〇〇円	一八本
五等	五、九七一円	一、一八一本
特別賞	団体旅行券　一枚	一本
計		六、〇〇〇本

五　抽せん期日　昭和二十四年十二月二十日
六　割増金品の支払開始期日　昭和二十四年十二月二十六日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎厚生省告示第二百五十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、砂川町農協割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月九日

厚生大臣　林　譲治

一　名称　砂川町農協割増金附定期貯金

二　條件
(イ)契約期間　一年
(ロ)預入金額　一口千円
(ハ)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月十五日から同年十二月十四日まで。

四　割増金
(イ)一箇の抽せん権を附與し、抽せん権千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	五、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇円	一一本
二等	五〇〇円	五一本
三等	一〇〇円	一、〇〇〇本
四等	五〇円	七、九三一本
計		一、〇〇〇本

(ロ)預入金額一口ごとに一箇の抽せん権を附與し、抽せん権六千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金品	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇円	三本
三等	三〇〇円	六本
四等	一〇〇円	一八本
五等	五、九七一円	一、一八一本
特別賞	団体旅行券　一枚	一本
計		六、〇〇〇本

五　抽せん期日　昭和二十四年十二月二十日
六　割増金品の支払開始期日　昭和二十四年十二月二十六日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎厚生省告示第二百五十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、砂川町農協割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月九日

厚生大臣　林　譲治

一　名称　砂川町農協割増金附定期貯金

二　條件
(イ)契約期間　一年
(ロ)預入金額　一口千円
(ハ)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月十五日から同年十二月十四日まで。

四　割増金
(イ)一箇の抽せん権を附與し、抽せん権千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	五、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇円	一一本
二等	五〇〇円	五一本
三等	一〇〇円	一、〇〇〇本
四等	五〇円	七、九三一本
計		一、〇〇〇本

(ロ)預入金額一口ごとに一箇の抽せん権を附與し、抽せん権六千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金品	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇円	三本
三等	三〇〇円	六本
四等	一〇〇円	一八本
五等	五、九七一円	一、一八一本
特別賞	団体旅行券　一枚	一本
計		六、〇〇〇本

五　抽せん期日　昭和二十四年十二月二十日
六　割増金品の支払開始期日　昭和二十四年十二月二十六日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎厚生省告示第二百五十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、砂川町農協割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月九日

厚生大臣　林　譲治

一　名称　砂川町農協割増金附定期貯金

二　條件
(イ)契約期間　一年
(ロ)預入金額　一口千円
(ハ)利息　附けない。

三　取扱の時期　昭和二十四年十一月十五日から同年十二月十四日まで。

四　割増金
(イ)一箇の抽せん権を附與し、抽せん権千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	五、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇円	一一本
二等	五〇〇円	五一本
三等	一〇〇円	一、〇〇〇本
四等	五〇円	七、九三一本
計		一、〇〇〇本

(ロ)預入金額一口ごとに一箇の抽せん権を附與し、抽せん権六千箇をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金品	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇円	三本
三等	三〇〇円	六本
四等	一〇〇円	一八本
五等	五、九七一円	一、一八一本
特別賞	団体旅行券　一枚	一本
計		六、〇〇〇本

五　抽せん期日　昭和二十四年十二月二十日
六　割増金品の支払開始期日　昭和二十四年十二月二十六日
七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎厚生省告示第二百五十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、砂川町農協割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十四年十一月九日

厚生大臣　林　譲治

一　名称　砂川町農協割増金附定期貯金

二　條件
(

昭24. 11. 9. 第6848号

一、一組の日数は、一万口とする。
二、一票のくじびき票について、二以上の等級に当つた場合には、最上位の割増金又は賞品のみをつける。
八、割増金品支拂開始期日　昭和二十五年二月十日
但し、地方郵政局長が支障がないと認めるときは、この期日前に割増金品の支拂をすることがある。
九、割増金品支拂方法　郵便局においてくじに当つたくじびき票と引き換えに割増金又は賞品を交付する。

◎労働省告示第二十六号
職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第二十七條第四項の規定に基き、昭和二十四年十月一日から次の身体障害者公共職業補導所を設置した。
昭和二十四年十一月九日
労働大臣　鈴木　正文

名称	位置
神奈川身体障害者公共職業補導所	神奈川県高座郡相模原町上鶴間四〇三〇番地
宮城身体障害者公共職業補導所	仙台市南小泉南屋敷一〇三番地

正誤

昭和二十四年十月十九日厚生省令第三十七号死体解剖保存法施行規則第一條中「（昭和二十四年法律第二百四号）」は「（昭和二十四年法律第二百四号。）」の誤り。
昭和二十四年十月三日農林省告示第三百八号前文中「昭和二十四年十一月一日から施行する。」は「『大麻』、『ちよ麻』、『マオラン麻』、『除虫菊』、『みつまた』及び『こうぞ』については昭和二十四年十一月一日から、『わら』については別に定める日から施行する。」の誤り。農林省官報報告主任
昭和二十四年十月十九日厚生省令第三十七号死体解剖保存法施行規則中二八頁二段二六行「（第六号様式）」は「（第六号書式）」の、同三段第四号書式中「歯科医（師）」は「歯科医（師）」の、同号中二八三頁二段十五　ツベルクリン反応の後作用初行「壊出」は「壊死」の、同日厚生省告示第二百三十二号中二八四頁上段傍式第三号注意1中「『外閲』」は「『外覧』」の、同十月二十六日厚生省告示第二百三十四号前文中「優正結婚相談所」は「優生結婚相談所」のいずれも誤植

国会事項

◎衆議院
◎政府委員承認　十一月七日幣原議長は、吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
内閣官房副長官　曾野　綾九
◎質問書提出　十一月七日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
石炭手当に関する質問主意書（柄沢ヰ子提出）
滯納問題に関する質問主意書（柄沢ヰ子提出）
果実の国鉄運賃等級等に関する質問主意書（田中堯平提出）
北海道における六・三制に関する質問主意書（柄沢ヰ子提出）
◎議事日程　十一月八日の議事日程は次の通り。
議事日程　第五号
昭和二十四年十一月八日（火曜日）
午後一時開議
国務大臣の演説
第一　お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案（内閣提出）
第二　日本銀行政策委員会委員任命につき事後承認の件
第三　統計委員会委員長任命につき事後承認の件
第四　外国為替管理委員会委員任命につき事後承認の件
第五　訴追委員辞任の件
◎辞令
（各通）　常任委員会専門員　吉田　弘苗
常任委員会調査員　東　哲
電気通信委員会調査員
（各通）　常任委員会専門員　稲田　穣
常任委員会調査員　倉富　東吾
郵政委員会勤務を命ずる（以上十一月二日衆議院）
◎参議院
◎議事日程　十一月八日の議事日程は左の通り。
議事日程
第五号

叙任及び辞令

◎昭和二十四年十月三十一日
（各通）　総理府事務官　広川　澤
同　総理府事務官　疋田　彰
二級に陞叙する　外務事務官　市川　弘二
総理府事務官に任命する
◎昭和二十四年十一月二日
経済安定事務官　増子　正宏
総理府事務官に任命する
◎昭和二十四年十一月九日
（各通）　総理府事務官　増子　正宏
二級に叙する
総理大臣官房審議室勤務を命ずる
内閣総理大臣（十一月二日総理府）　太一
引揚援護庁次長　宮崎
引揚同胞対策審議会臨時委員を命ずる
経済安定本部副長官　山本　米治
社会保障制度審議会委員を委嘱する
（以上十一月四日同）
大蔵事務官　宮川　栄
大蔵省へ出向を命ずる（十月三十一日証券取引委員会）
通商産業事務官　岩崎　松義
福島県温泉審議会委員を命ずる
栃木県温泉審議会委員を命ずる
（各通）　栃木県温泉審議会委員を命ずる　大塚敬一郎
神奈川県温泉審議会委員を命ずる　高際　徳治
山梨県温泉審議会委員を命ずる　通商産業事務官　小笠　公韶
長野県温泉審議会委員を命ずる
同　入江　弘
和歌山県温泉審議会委員を命ずる
兵庫県温泉審議会委員を命ずる　安部　雅也
（各通）　大分県温泉審議会委員を命ずる　酒井　武雄
通商産業事務官　山地　八郎
佐賀県温泉審議会委員を命ずる
長崎県温泉審議会委員を命ずる
大分県温泉審議会委員を命ずる
宮崎県温泉審議会委員を命ずる
鹿児島県温泉審議会委員を命ずる
栃木県温泉審議会臨時委員を命ずる　大塚彌之助
福島県温泉審議会委員を免ずる　菅野　英助
（各通）　荒金　啓治
西田熊太郎
大分県温泉審議会委員を免ずる　野並　臣次
社会保険診療報酬支拂基金監事を委嘱する　宮尾　武男
社会保険診療報酬支拂基金監事を委嘱する　同　松尾　圭輔
願に依り本職を免ずる（以上十月二十二日同）
郵政事務官　西村　吾吉
熊本郵政局福岡出張所管理課長事務取扱を命ずる（六月一日郵政省）
建設技官　松田　修
建設省九州地方建設局営繕部長を命ずる（十二級一号俸を給する（十月二十八日建設省）
経済安定事務官　中谷　大吉
生産局繊維課課務を命ずる（十月二十六日経済安定本部）
内河　行雄
経済安定本部員を命ずる
生産局需給課勤務を命ずる（十一月一日同）

正誤

昭和二十四年十一月一日叙任及び辞令欄五頁三段厚生事務官梅比慶治に係る分は削除する。
厚生省官報報告主任
昭和二十四年十一月一日叙任及び辞令欄四頁四段叙任の部千葉一正に係る分に「二級に叙する」を加えるはずの誤り。（誤植）

公共企業体事項

◎日本国有鉄道
◎日本国有鉄道公示第百四十九号
昭和二十四年十一月十日から鹿児島本線門司駅構内において同停車場接続専用線発着車扱貨物の取扱を開始する。
昭和二十四年十一月九日
日本国有鉄道総裁　加賀山之雄

日本弁護士連合会事項

◎日本弁護士連合会
◎弁護士名簿登録等　昭和二十四年九月及び十月中の弁護士名簿登録、登録換、登録取消は左の通り。

月日	事由	会	所属弁護士会	氏名
十月一三同	登録	東京	中村　敏夫	
十月一九同	同	同	京谷　勝齋	
同	同	同	篭沢　国雄	
八同	同	水戸	松野　貞夫	
二二同	同	第二東京	米谷　隆三	
同	同	同	河田　広	
同	同	横浜	林　幹二	
一五同	同	山形	吉川直太郎	
一九同	同	東京	小林　義久	
二四同	同	京都	杉島　勇	
二八同	登録換	長崎	諸岡　市朗	
十月一六同	請求	大阪	橘　一三	
二一同	登録取消	東京	小出　清	
九同	新潟			
二〇同	請求	東京	吉田　茂	
十月三〇同	請求	仙台	福山　真兆	

一二同　広島　世羅　静一
一四同　大阪　吉田　晉松
同　千葉　近藤　勝蔵
一六同　東京　葛沼　近蔵
同　鳥取　組原　政男
一七同　東京　山崎　常市
死亡　大阪　工藤　敏次郎
一八同　死亡　東京　第二　福田　澄男
二二請求　長野　花岡　学
同　横浜　正木　橋雄
二四同　死亡　京都　藤本　清勝
二六同　請求　東京　土居　時良
二九同　福岡　留岡　幸男
同　東京　第二　広渡　晴樹
三一同　矢彦沢　豊
同　塞河　清一
同　清水　通夫

法務府公告

◎工場財団
東京都千代田区神田小川町一丁目四番地一大平製紙株式会社から東京都北区浮間町二千四百九十四番地大平製紙株式会社王子工場に属する土地建物並びに機械器具に対し工場財団組成のため所有権保存の登記申請があつたから右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若くは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。
但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付けあり関係者の閲覧に供する。
昭和二十四年十一月九日
東京法務局北出張所

大蔵省公告

◎証票無効
一、国税滯納者財産差押証票
昭和二十四年六月十六日交付第三一号一葉
生野税務署在勤大蔵事務官小林次男
名義の分
昭和二十四年七月二十八日亡失
一、国税滯納者財産差押証票
昭和二十四年九月五日交付第三四号一葉
明石税務署在勤大蔵事務官宮下克成
名義の分
昭和二十四年十月十六日亡失

◎工場財団
東京都千代田区神田小川町一丁目四番地一大平製紙株式会社から東京都北区浮間町二千四百九十四番地大平製紙株式会社王子工場に属する土地建物並びに機械器具に対し工場財団組成のため所有権保存の登記申請があつたから右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若くは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。
但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付けあり関係者の閲覧に供する。
昭和二十四年十一月九日
東京法務局北出張所

大蔵省公告

◎証票無効
一、国税滯納者財産差押証票
昭和二十四年六月十六日交付第三一号一葉
生野税務署在勤大蔵事務官小林次男
名義の分
昭和二十四年七月二十八日亡失
一、国税滯納者財産差押証票
昭和二十四年九月五日交付第三四号一葉
明石税務署在勤大蔵事務官宮下克成
名義の分
昭和二十四年十月十六日亡失

右それぞれ届出があつたから事故発生の日以降無効とする。
昭和二十四年十一月　大阪国税局

一、検査章
昭和二十二年十月二十四日交付第一五六号一葉
札幌税務署在勤大蔵事務官滝谷正名義の分
右亡失の旨届出があつたから昭和二十四年十月六日以降無効とする。
昭和二十四年十一月　札幌国税局

一、検査章
昭和二十一年五月二十八日交付第三号一葉
八戸税務署在勤大蔵事務官滝沢信男名義の分
右亡失の旨届出があつたから昭和二十四年十月六日以降無効とする。
昭和二十四年十一月　仙台国税局

◎収容貨物
左記収容貨物は、収容後三箇月以上経過したから、関税法第五十條第一項の規定によつて公告する。
昭和二十四年十一月九日　神戸税関

収容番号	種類	箇数
二五	湯上りタオル	五枚
二七	合成樹脂バンド	二〇七本

左記収容貨物は、収容後三箇月以上経過したから、関税法第五十條第一項の規定によつて公告する。
昭和二十四年十一月九日　坂出税関支署

収容番号	種類	箇数
坂出一	魚船大徳丸	一隻
同　二	船用油	一ドラム

左記収容貨物は、収容後三箇月以上経過したから、関税法第五十條第一項の規定によつて公告する。
昭和二十四年十一月九日　坂出税関支署

収容番号	種類	箇数
今治一	重油	一ドラム
同　二	軽油	四ドラム
同　三	マシン油	一ドラム

右それぞれ届出があつたから事故発生の日以降無効とする。
昭和二十四年十一月　大阪国税局

一、検査章
昭和二十二年十月二十四日交付第一五六号一葉
札幌税務署在勤大蔵事務官滝谷正名義の分
右亡失の旨届出があつたから昭和二十四年十月六日以降無効とする。
昭和二十四年十一月　札幌国税局

一、検査章
昭和二十一年五月二十八日交付第三号一葉
八戸税務署在勤大蔵事務官滝沢信男名義の分
右亡失の旨届出があつたから昭和二十四年十月六日以降無効とする。
昭和二十四年十一月　仙台国税局

◎収容貨物
左記収容貨物は、収容後三箇月以上経過したから、関税法第五十條第一項の規定によつて公告する。
昭和二十四年十一月九日　神戸税関

収容番号	種類	箇数
二五	湯上りタオル	五枚
二七	合成樹脂バンド	二〇七本

左記収容貨物は、収容後三箇月以上経過したから、関税法第五十條第一項の規定によつて公告する。
昭和二十四年十一月九日　坂出税関支署

収容番号	種類	箇数
坂出一	魚船大徳丸	一隻
同　二	船用油	一ドラム

左記収容貨物は、収容後三箇月以上経過したから、関税法第五十條第一項の規定によつて公告する。
昭和二十四年十一月九日　坂出税関支署

収容番号	種類	箇数
今治一	重油	一ドラム
同　二	軽油	四ドラム
同　三	マシン油	一ドラム

左記収容貨物は、収容後三箇月以上経過したから、関税法第五十條第一項の規定によつて公告する。
昭和二十四年十一月九日　門司税関

収容番号	種類	数量
一一一	重油	三ドラム（二四三リットル）
一一ノ二	機械油	一かん（四リットル）
二　重	重油	三ドラム（二四三リットル）
同　三	同	一ドラム（四〇リットル）
同　四	同	三ドラム（二四九リットル）
同　五	同	一ドラム（一八六リットル）
同　六	同	同（一八五リットル）
同　七	同	同（一八四リットル）
同　八	同	同（一五〇リットル）

左記収容貨物は、収容後三箇月以上経過したから、関税法第五十條第一項の規定によつて公告する。
昭和二十四年十一月九日　博多税関支署

収容番号	種類	箇数
一一一	ほほべに古着	二五ダース
一一二	ネクタイ（中古）	五四枚
三三	英和辞典（中古）	一本
四四	色鉛筆（小型）	一ダース
五五	手鏡	九六ダース
六六	皮革製手さげかばん（中古）	四五箇
七七	けしようせつけんセルロイドくしセルロイド歯ブラシ	二箇
八八	ポマードアルマイト弁当箱	一四箇
九九	同	四本
一〇一〇	ポマード	二箇
一一一一	染料	九箇
一二一二	髪粉（ろう羽）	七箇
一三一三	染料	九箇
一四一四	髪粉	七箇
一五	紋織絹布	五ヤール（幅二七インチ）
一六	人絹布地	二ヤール（幅三〇インチ）
一七	裏ちゆう製鏡	七一本
一八	くつ下とめ	三一ダース
一九	自動ばかり（二貫ばかり）	六〇箇
二〇	セルロイドぢようぎ	二三〇枚
二一	子供用雨くつ	一足
二二	短ぐつ	一足
二三	粉せつけん	一箱
二四	人絹服地	一、五ヤール（幅二五インチ）
二五	人絹白布地	二ヤール（幅二六インチ）
二六	注射器（中古）	一本
二七	くつ下（中古）	三足
二八	紋織絹布	六ヤール（幅六インチ）
二九	かみそり（中古）	一本
三〇	ミシン針	三、〇〇〇本
三一	ミシン部分品	六〇〇本
三二	古着	三〇枚
三三	ミシン糸	三〇箇
三四	布地	四五〇ヤール
三五	楽符合	一箇
三六	くつべら	一五〇ダース
三七	ハンドタップ	三四〇本
三八	やすり	五〇本
三九	南京錠	二ダース
四〇	曲尺	二〇本
四一	朝鮮にんじん	三キログラム
四二	弁当箱	五〇〇箇
四三	しやくし	五〇〇箇
四四	アルマイトなべ	二〇箇
四五	めがね	一六〇ダース
四六	色めがね	三三ダース
四七	バリカン	九六箇
四八	白ズック	九足
四九	もめんくつ下	六足
五〇	ボールペン	三本

◎収容貨物公売公告
左記収容貨物は、貨物の性質上早急に処分を要する必要があつたので、公売に付したから、関税法第五十一條の規定によつて公告する。
昭和二十四年十一月九日
佐世保税関支署

記号N/M	種類	箇数
ネオネオアノセミン三号		二〇箇
同四号		二〇箇
ビツクこう		六〇〇枚
ペルカミン注射液		九箇
硫酸キニーネ		二かん
メタボリン注射液		一六〇箇
ビタミンB1注射液		一一七箇
指頭消毒器		一ダース
ヨードアンモン		五包
サルチル酸		一包
注射筒		一ダース
エオヂン		三箇
メチルオレンヂ		五箇
キノフエン		一〇包
オバホルモンペンツアート		二九箇
アンプルケース		五箇
ヂギタミン注射液		一〇箇
ルエスチン注射液		一〇箇
スチルリンエム注射液		九〇箇

一、公売の事由　早急に処分しないと使用不能となる虞があつたからである。
二、公売の場所　佐世保税関支署
三、公売の時　昭和二十四年十月五日

昭24. 11. 9. 第6848号

裁判所公告

○公示催告

昭和二十四年(ヘ)第一二一〇号
東京都新宿区榎町一六
申立人　小池　靖夫

別紙表示の株券に付前記申立人から公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十五年四月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十四年九月二十一日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　繁

(別紙)　目　録

函館貂渠株式会社百株券一枚
一記号番号　仁種A第五〇七七号
一額面　金五千円
一株の金額　金五十円
一発行年月日　昭和二十三年十二月十五日
一最終名義人　西村市太郎
一株券発行者　函館貂渠株式会社取締役社長渡辺二郎

昭和二十四年(ヘ)第一一一九号
新潟市月町一九九〇
申立人　阿部　博
新潟市松波町二の一五の一
同　宮保　資子
新潟市旭町通一番町八二
同番町八二　古市　郁
新潟市旭町通一番町八二
同　大坪　三郎
右申立代理人　山口　恭一

別紙表示の株券に付前記申立人から公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十五年四月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十四年九月二十一日
東京簡易裁判所
裁判官　大竹　繁

(別紙)　目　録

中央信託銀行株式会社株式一百株券五枚
一記号番号　(1)乙第一五四三号、乙第一五四四号(2)乙第一九九五号(3)乙第二二〇九号、乙第二二五〇号
一額面　金五千円
一株の金額　金五十円全額拂込済
一発行年月日　昭和二十三年九月二十七日
一最終株主名義人　(1)加藤公平(2)小林朝平(3)熊沢茂
一株券発行者　中央信託銀行株式会社
一取締役社長　樋口清洋
一最終所持人　(1)阿部博(2)宮保資子(3)乙第二二四九号古市郁、乙第二二五〇号大坪三郎

昭和二十三年(ヘ)第九九一号
名古屋市港区稲永新田市営住宅東六区二二
堀尾敏夫相続人
申立人　堀尾　義正

別紙表示の株券に付前記申立人から公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十五年四月一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十四年九月二十日
東京簡易裁判所
裁判官　津村　康

(別紙)　目　録

電気化学工業株式会社株式五十株券五枚
一株券額面　金五百円
一株券拂込金額　金五十円
一株券番号　自乙第五二九六号至乙第五三〇〇号
一発行年月日　昭和十三年十一月一日
一株券発行者　電気化学工業株式会社取締役会長大橋新太郎
一最終株式名義人　堀尾敏夫
日本製鉄株式会社株式十株券十枚
一株券額面　金五百円
一株の拂込金額　金五十円
一株券番号　ろ乙第一五〇四五号、ろ第四八〇二号、は乙自第一九六三四号至乙第一九六三七号、に乙自第二五九一五号至乙第二五九一六号
ろ号株券昭和九年六月一日、は号株券昭和十四年二月一日、に号株券昭和十六年十一月三日
一発行者　日本製鉄株式会社
一最終株式名義人　堀尾敏夫
日本製鉄株式会社株式一株券二十枚
一株券額面　金五十円
一株の拂込金額　金五十円
一株券番号　ろ乙第一五〇四五号、ろ第四八〇二号、は乙自第一九六三四号至乙第一九六三七号、に乙自第二五九一五号至乙第二五九一六号
ろ号株券昭和九年六月一日、は号株券昭和十四年二月一日、に号株券昭和十六年十一月三日
一発行者　日本製鉄株式会社
一最終株式名義人　堀尾敏夫
日本製鉄株式会社株式五十株券五枚
一株券額面　金五百円
一株券拂込金額　金五十円
一株券番号　自乙第五二九六号至乙第五三〇〇号
一発行年月日　昭和十三年十一月一日
一株券発行者　電気化学工業株式会社取締役会長大橋新太郎
一最終株式名義人　堀尾敏夫
日本製鉄株式会社株式十株券二枚、一株券三枚
一株券額面　十株券金五百円、一株券金五十円
一株の拂込金額　金五十円
一株券番号　十株券ふ自第六〇一六三号至第六〇一六五号、一株券甲自第一九七六六号至第一九七六七号、一株券も自第一二八三号至第一二八七号、ち自第三九二号至第三九六号
一株券発行者　日本鉱業株式会社
一最終株式名義人　堀尾敏夫
日本鉱業株式会社株式十株券二枚、一株券三枚
一株券額面　十株券金五百円、一株券金五十円
一株の拂込金額　金五十円
一株券番号　十株券ふ自第六〇一六三号至第六〇一六五号、一株券甲自第一九七六六号至第一九七六七号、一株券も自第一二八三号至第一二八七号、ち自第三九二号至第三九六号
一株券発行者　日本鉱業株式会社
一最終株式名義人　堀尾敏夫
日本鉱業株式会社株式十株券二枚、一株券三枚
一株券額面　十株券金五百円、一株券金五十円
一株の拂込金額　金五十円
一株券番号　ろ甲自第二四六〇八号ろ甲至第二四六一五号、ろ甲自第九七〇四号ろ甲至第九七〇五号、は甲自第一五七一二号は甲至第一五七一六号、に甲自第一二三七五号に甲至第一二三七九号
一発行年月日　ろ号株券昭和九年六月一日、は号株券昭和十四年二月一日、に号株券昭和十六年十一月三日
一発行者　日本製鉄株式会社
一最終名義人　堀尾敏夫
日本発送電株式会社株式十株券一枚
一株券額面　金五百円
一株の拂込金額　金五十円
一株券番号　い乙第一五七三〇号
一発行年月日　昭和十四年七月一日
一株券発行者　日本発送電株式会社
一最終株式名義人　堀尾敏夫
日本鉱業株式会社株式十株券三枚、一株券十六枚
一株券額面　十株券金五百円、一株券金五十円
一株の拂込金額　金五十円
一株券番号　十株券ふ自第六〇一六三号至第六〇一六五号、一株券甲自第一九七六六号至第一九七六七号、一株券も自第一二八三号至第一二八七号、ち自第三九二号至第三九六号
一株券発行者　日本鉱業株式会社
一最終株式名義人　堀尾敏夫
日本鉱業株式会社株式十株券二枚、一株券三枚
一株券額面　十株券金五百円、一株券金五十円
一株の拂込金額　金五十円
一株券番号　十株券ふ自第六〇一六三号至第六〇一六五号、一株券甲自第一九七六六号至第一九七六七号、一株券も自第一二八三号至第一二八七号、ち自第三九二号至第三九六号
一株券発行者　日本鉱業株式会社
一最終株式名義人　堀尾敏夫
日本鉱業株式会社株式十株券三枚、一株券十六枚
一株券額面　十株券金五百円、一株券金五十円
一株の拂込金額　金五十円
一株券番号　ろ甲自第二四六〇八号ろ甲至第二四六一五号、ろ甲自第九七〇四号ろ甲至第九七〇五号、は甲自第一五七一二号は甲至第一五七一六号、に甲自第一二三七五号に甲至第一二三七九号
一発行年月日　ろ号株券昭和九年六月一日、は号株券昭和十四年二月一日、に号株券昭和十六年十一月三日
一発行者　日本製鉄株式会社
一最終名義人　堀尾敏夫
日本発送電株式会社株式十株券一枚
一株券額面　金五百円
一株の拂込金額　金五十円
一株券番号　い乙第一五七三〇号
一発行年月日　昭和十四年七月一日
一株券発行者　日本発送電株式会社
一最終株式名義人　堀尾敏夫
日本鉱業株式会社株式十株券三枚、一株券十六

第6848号

る増資の拂込完了により認可の條件を履行し同年九月三十日新旧勘定の併合を致しましたので企業再建整備法第三十七條の規定により公告致します。
昭和二十四年十月二十日
東京都千代田区神田小川町三丁目六番地
昭和電気製鋼株式会社
特別管理人　柳沢　鉱一
同　天野定次郎
同　真野目吉治
同　戸田　三郎

決定整備計画実行完了公告
当社は昭和二十四年十月十日をもつて全部の実行を完了致しましたので企業再建整備法第四十一條の規定により公告致します。
昭和二十四年十月十三日
神戸市垂水区西垂水町二二四一
野村商事株式会社
取締役社長　野村　正男

定時株主総会招集公告
昭和二十四年十一月二十五日(金)午後二時から東京都千代田区丸の内一丁目二番地日本工業倶楽部において定時株主総会を開催し、左記事項を附議致しますから御出席下さい。なお当日御出席相成難き節は別途送附致します委任状に御記名御捺印の上折返し御送附下さいますよう御願い致します。
昭和二十四年十一月八日
東京都中央区日本橋兜町一の七
東京船舶株式会社
取締役社長　牧野幾久男

株主各位
会議の目的たる事項
第一号議案　第一期上半年度自昭和二十四年七月十六日至昭和二十四年九月三十日営業報告書、貸借対照表、損益計算書並びに利益金処分案認を求むる件
第二号議案　取締役六名、監査役一名選任の件
第三号議案　退任役員に対し慰労金贈呈の件

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十四年八月二十六日解散したから債権者は第二回公告掲載の日から二箇月以内に申出下さい。期間内に申出がないと清算から除斥されます。
昭和二十四年十月二十日
東京都板橋区志村町二丁目四番地四　中央医薬株式会社
代表清算人　佐久間信彌

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十四年九月二十日株主総会の決議により解散したにつき当会社に対し債権を有せられる方は本公告第一回掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出がないときは清算から除斥しますから御承知下さい。
昭和二十四年十一月九日
東京都大田区新井宿四丁目千二百九十五番地
長生水産工業株式会社
清算人　柚木　要

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十四年十月二日株主総会の決議により解散しましたから当会社に対して債権のある方は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。
昭和二十四年十月十五日
津山市大谷六百七十三番地
岡本工業株式会社
清算人　幸地運平

解散公告(第二回)
当社は昭和二十四年八月二十日社員総会の決議で解散した。当社に対して債権のある者は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に申出のないときは清算から除斥せらる。
昭和二十四年十月九日
大阪府泉佐野市五千九百五十三番地
合資会社和泉精機工業所
清算人　木下　芳松

解散公告(第二回)
当組合は総会の決議によつて昭和二十四年九月二十六日解散しました。ついては当組合に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若し期間内に御申出ないときは清算より除斥せられます。
昭和二十四年十一月九日
大阪市東成区片江町一丁目一九番地
大阪釘針金商業協同組合
清算人　堀田　治信

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十四年九月三十日臨時株主総会の決議により同月三十日解散した。当会社に対し債務ある者は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に申出られたい。若しこの期間に申出のないときは清算から除斥致します。
昭和二十四年十月二十四日
長野市南千歳町七六六
長水西山木材株式会社
代表清算人　山口儀三郎

会社合併公告
左記両会社は昭和二十四年九月一日株主総会において甲は乙を合併し乙は解散する旨決議候間異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出相成度商法の規定により公告候也
昭和二十四年九月五日
東京都目黒区自由ヶ丘三二七
甲　株式会社鈴木糧食研究所
乙　鈴木糧食興業株式会社

資本減少につき異議申述公告
当会社は昭和二十四年十月二十日資本金八十万円の内金二十万円を減少することを決議致しましたから当会社の債権者にして右資本減少に御異議のある方は本公告掲載の日から二箇月以内にその旨当会社に御申出下さるよう公告致します。
昭和二十四年十月三十一日
東京都中央区日本橋本町一丁目四番地の六　有限会社近梅商店

会社合併公告
株式会社八百浅、合資会社八百浅本店、日本産業食品合名会社は昭和二十四年九月三十日に開催の株主総会、各社員総会において株式会社八百浅は合資会社八百浅本店、日本産業食品合名会社を合併して存続し、合資会社八百浅本店、日本産業食品合名会社は合併により解散する決議をしましたから債権者で異議ある方は本公告掲載日の翌日から二箇月以内に関係会社にその旨申出下さい。
右商法の規定により公告致します。
昭和二十四年十一月九日
東京都中央区日本橋芳町一丁目五番地五　株式会社八百浅
同所　合資会社八百浅本店
同所　日本産業食品合名会社

第四期賃借対照表
昭和二十四年七月三十一日現在

借方(資産の部)

土地	九、五三一、八五二、二八
建物	三、七九七、六〇一、六七
什器及荷役運搬具	七二〇、〇〇〇、〇〇
営業権	二三六、〇五〇、〇〇〇
有価証券	三五五、八八四、〇〇〇
差入保証金	二九一、九〇七、〇九一、七
得意先勘定	一、九五九、四二八、四五
仮拂金	四六三、二三七、三五
準備品	一、四七七、八九一、四九
出張所勘定	八、四二七、七七七、五八
受取手形	六五、七四八、二〇
銀行預け金	一、一二五、〇七〇、三〇
現金	六四、三五〇、八〇七、五八
特別損失金	
合計	

貸方(負債の部)

資本金	四、五〇〇、〇〇〇、〇〇
運転資金	四、二八六、四一四、九五
勘定	一二、九〇一、二五八、七八
未拂作業勘定	一一、一六九、一三九、九一
未拂諸掛勘定	八〇六、四五八、三六
仮受金	二九、四〇一、六七八、四九
借入金	二五六、二五〇、〇〇〇
拂手形	五一七、八六二、六一
特別勘定	五一一、七四四、四八
損益勘定	六四、三五〇、八〇七、五八
利益金	
合計	

右の通りである。
昭和二十四年十月二十五日
富山市総曲輪一六〇
富山青果食品市場株式会社

第十九回決算公告
昭和二十四年九月三十日現在

貸借対照表

借方

貨物自動車運送事業興業費	一三、八三一、八一七、九〇
貯蔵品	四、二二七、一四五、三四
仮拂金	九七〇、一二六、二八
荷主勘定	六、二五五、四八二、八九
未収入金	一七〇、八七一、二一
貸付金	一、〇四五、〇〇〇、〇〇
出資金	一〇七、六〇〇、〇〇
保証金	二四、六五四、〇〇
受取手形	二三二、二五一、〇〇
納税準備預金	六七二、〇〇
現金	一、五〇四、五〇三、五〇
合計	一八一、七九三、六七
	二八、五四一、九一七、七九

貸方

資本金	二、四五〇、〇〇〇、〇〇
法定準備金	一五二、一〇〇、〇〇〇
別途積立金	三三二、五〇〇、〇〇〇
納税積立金	七四五、六三六、三二
退職手当積立金	八八、三一八、七八五、九〇六、六三
従業員積立金	八、三〇〇、〇〇〇、〇〇
借入金	一、六九九、六四一、一二
拂手形	三七、六七七、六二
共済組合勘定	七、三五四、一四三、六四
未拂金	五三、六九九、三一
拂配当金	五、八四三、七五〇、五九
受取金	五八、七三六、一三
仮受金	一、四一九、八〇七、六五
前期繰越金	二八、五四一、九一七、七九
当期利益金	
合計	

昭和二十四年十一月
相鉄運輸株式会社

正誤
昭和二十四年十月二十一日会社その他の公告欄二六三頁五段清算人中島徳壽の解散公告(第二回)末行から二行「有限会社正英舎中島印刷所」は「有限会社正英舎中島印刷所」の誤植

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可　◎号外　十一月一日発行綴会第五号二頁

定価一ヶ月百五十円　送料共

公告料金　一字八ポイント一行十七字詰　百円

発行所　東京都新宿区市ヶ谷本村町　印刷庁　電話九段五三一番　振替東京一九〇〇〇番　官報課

(国定規格A4判)

昭24. 11. 9.

官報
号外（第百二十九号）

告示

◉文部省告示第百八十七号
教科用図書検定規則（昭和二十三年文部省令第四号）によつて、次の図書に検定を與えた。
昭和二十四年十一月九日
文部大臣　高瀬荘太郎

番号	図書の名称	ページ数（判型）	目的とする学校、学年、教科	発行の年月日	著作者の氏名	発行者の住所、氏名
一	きしゃごつこ　こくご入門	三二（A5）	小一国語	二四、七、一三	日本新教育研究会代表者　高橋誠一郎	東京都港区芝三田豊岡町八　学校図書株式会社　代表者　川口芳太郎
二	こくご	七二	〃	〃	〃	〃
三	〃	二	〃	〃	〃	〃
四	こくご一ねんせい	上　三二（A5）	〃	〃	学校図書研究会代表者　森岡　文策	〃
五	〃	中　六四	〃	〃	〃	〃
六	〃	下　八〇	〃	〃	〃	〃
七	一ねんせいこくご	上　六四	〃	二四、六、二八	教育図書研究会代表者　務台　理作	〃
八	〃	中	〃	〃	〃	〃
九	〃	下（A5）四八	〃	〃	〃	〃
一〇	こくご二年生	上　一二八	小二国語	二四、七、一五	学校図書研究会代表者　森岡　文策	〃
一一	〃	下	〃	〃	〃	〃
一二	国語三年生	上	小三国語	二四、七、二三	〃	〃
一三	〃	下	〃	〃	〃	〃
一四	三年生の国語	上（A5）九六	〃	二四、七、四	教育図書研究会代表者　務台　理作	〃
一五	〃	中	〃	〃	〃	〃
一六	〃	下（A5）六四	〃	〃	〃	〃
一七	国語四年生	上　一六〇	小四国語	二四、七、九	学校図書研究会代表者　森岡　文策	〃
一八	〃	下　一五二	〃	〃	〃	〃
一九	三年生の算数	上　一二八	小三算数	二四、七、一二	日本新教育研究会代表者　高橋誠一郎	〃
二〇	〃	下　一二〇	〃	〃	〃	〃
二一	算数の学習四学年用	上　一五二	小四算数	二四、七、一二	学校図書研究会代表者　森岡　文策	〃
二二	〃	下	〃	〃	〃	〃
二三	〃	五学年用　上	小五算数	二四、七、一二	〃	〃
二四	〃	下　一七六（A5）	〃	〃	〃	〃
二五	〃	六学年用　上　一八四	小六算数	二四、七、一二	〃	〃
二六	〃	下　一六〇	〃	〃	〃	〃
二七	空気と私たち	第一単元　六四	中一理科	二四、六、二四	学校図書株式会社代表者　川口芳太郎	〃
二八	水と私たち	第二単元	〃	〃	〃	〃
二九	火と私たち	第三単元	〃	〃	〃	〃
三〇	食物と私たち	第四単元　五六（A5）	〃	〃	〃	〃
三一	植物と私たち	第五単元　七二	〃	〃	〃	〃
三二	動物と私たち	第六単元　五六	〃	〃	〃	〃
三三	私たちの音楽	3　六四	小三音楽	二四、六、六	教育図書研究会代表者　務台　理作	〃
三四	〃	4	小四	二四、七、三	〃	〃
三五	〃	5	小五	〃	〃	〃
三六	〃	6　八〇（A5）	小六	〃	〃	〃
三七	新制習字	中学校第一学年　三二	中習字	二四、三、二	金田　心象	〃
三八	〃	第二学年	〃	〃	〃	〃
三九	〃	第三学年	〃	〃	〃	〃
四〇	中等国文法　国語編	一〇四（A5）	中国語	二四、六、二二	新教育研究所代表者　阿部真之助	東京都千代田区神田岩本町三　中等学校教科書株式会社　代表者　阿部真之助
四一	国語の教室	巻二　一一〇	〃	〃	〃	〃
四二	〃	巻一　一〇八	中一	〃	〃	〃
四三	私たちのさんすう　第三学年用	(1)　一三二	小三算数	二四、六、二四	数学々習指導研究会代表者　平田　巧	〃
四四	〃	(2)　一一二	〃	〃	〃	〃
四五	私たちの数学　第二学年用	(1)　一二六（B6）	中一数学	二四、六、二七	数学々習指導研究会代表者　小松　直行	〃
四六	〃	(2)　一一六	〃	〃	〃	〃
四七	一般数学	(1)　一九二	高一、二、三数学	二四、七、二	数学々習指導研究会代表者　平田　巧	〃
四八	〃	(2)　三二八	〃	〃	〃	〃
四九	自然のなぞ　食べもの	一六四	中一理科	二四、六、二二	新教育研究所代表者　阿部真之助	〃

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

号外

昭24. 11. 9.

五〇	〃	動物と植物	一九二				
五一	〃	空気と水	一八八	〃	〃	〃	
五二	明るい家庭	(A5)	六四	中一	二四、六、一三	中等学校教科書株式会社	編集局代表者 島内俊三
五三	楽しい家庭		六八	中二	二四、六、一八		
五四	よりよい家庭		七六	中三	二四、六、二三		
五五	家族		九六	高三	二四、七、三	中川善之助	氏家齋子 稲葉ナミ
五六	新編 食物		一四四	高二、三	二四、六、一四	兒玉桂三	
五七	育兒		五六	〃	二四、六、一五	斎藤文雄	
五八	家事経理		八〇	高三	二四、六、二三	松平友子	氏家齋子
五九	一般家庭(1)	家事経理編	五六	高一、二	二四、七、七	松平友子	
六〇	〃	被服編	九六	高一、二	〃	堀越すみ	
六一	中等農業	Ⅰ	一六〇	中一	二四、六、一三	藤井健雄	
六二	〃	Ⅱ	一九二	中二	二四、六、八		
六三	〃	Ⅲ	一八〇	中三	二四、六、二三	小川芳男	
六四	The New World Through English	BOOK ONE (B6)	一三〇	高一	二四、二、一三		
六五	〃	BOOK TWO	一六	高二	二四、二、二五		
六六	〃	BOOK THREE	九八	高三	二四、三、一二		
六七	中等国語	一上 (A5)	一三八	中一	二四、七、七	三省堂編修所	代表者 亀井寅雄
六八	〃	一下	一四四	〃	二四、七、二		
六九	〃	二上	一四四	中二	二四、七、一八		
七〇	〃	二下	一二八	〃	二四、七、二五		
七一	〃	三上	中三	国語	二四、七、一八		
七二	〃	三下	〃	〃	二四、七、二七		
七三	新国語 ことばの生活	一 (A5)	九二	高一	二四、七、二五		
七四	〃	二	九八	高二	二四、八、一		
七五	〃	三	九六	高三	二四、七、二五		
七六	新国語 われらの読書	一	八六	高一	二四、七、三		
七七	〃	二	九八	高二	二四、八、一		
七八	〃	三	八二	高三	二四、七、三		
七九	農業	食糧はどうして増産されるか	一〇四	中一	二四、七、三	中等学校教科書株式会社	編集局代表者 島内俊三
八〇	家庭の食事		一九二	高二、三	二四、八、二		
八一	The New Vista English Readers	JUNIOR Ⅱ	七六	中二	二四、六、一二		
八二	〃	JUNIOR Ⅲ	八〇	中三	二四、六、一五		
八三	NEW TSUDA READERS BOOK	Ⅱ	八八	中二	二四、七、一三	津田塾大学	編修部代表者 星野あい
八四	〃	BOOK Ⅲ	一〇四	中三	〃		
八五	The New Vista English Readers	SENIOR Ⅱ	一二〇	高二	二四、七、四	三省堂編修所	代表者 亀井寅雄
八六	〃	SENIOR Ⅲ	一二八	高三	二四、六、一六		
八七	ENGLISH IN ACTION READING COURSE	1	一一二	高一	二四、七、三		
八八	〃	2	一二〇	高二	〃		
八九	〃	3	一一六	高三	〃		
九〇	ADVANCED TSUDA READERS BOOK ONE		一一四	高一	二四、七、一〇	津田塾大学	編修部代表者 星野あい
九一	私たちの科学	空気はどんなはたらきをするか	七〇	中一科	二四、七、七	三省堂編修所	代表者 亀井寅雄
九二	〃	水はどのように大切か	〃	〃	〃		
九三	〃	火はどのように使ったらよいか	八八 (A5)	〃	〃		
九四	〃	何をどれだけ食べたらよいか	七六	〃	〃		
九五	植物はどのようにして生きているか		七四	〃	〃		
九六	動物は人の生活にどんなに役に立つているか		八二	〃	〃		
九七	〃	着物は何から作るか	六六	中二科	二四、七、三		
九八	〃	からだはどのように働らいているか	六八	〃	〃		
九九	〃	海をどのように利用しているか	九四	〃	〃		
一〇〇	〃	土はどのようにしてできたか	九八	〃	〃		

一〇一	地下の資源をどのように利用しているか	11	〃	〃	〃		
一〇二	家はどのようにしてできるか	12	(A5) 九二	〃	〃		
一〇三	星は日常生活にどんな関係があるか	13	七六	中三 理科	〃		
一〇四	機械を使ふと仕事はどのようにはかどるか	14	九八	〃	〃		
一〇五	電気はどのように役立つているか	15	九二	〃	〃		
一〇六	交通、通信機関はどれだけ生活を豊かにしているか	16	一二〇	〃	〃		
一〇七	人と微生物とのたゝかい	17	五八	〃	〃		
一〇八	生活をどのように改めたらよいか	18	八八	〃	〃		
一〇九	日常の数学	Ⅰ	一五六	中一	二四、七、一八	数学研究委員会	代表者 佐藤良一郎
一一〇	〃	Ⅱ	一六〇	中二	二四、七、一六		
一一一	〃	Ⅲ	一四四	中三	二四、七、一八		
一一二	一般数学	Ⅰ	一三二	高一、二	二四、七、一九	数学研究委員会	代表者 背原正已
一一三	〃	Ⅱ	一四〇	〃	〃		
一一四	物理	Ⅰ	一二八	高一、二	二四、七、三	大日本図書株式会社	代表者 桑木来吉
一一五	〃	Ⅱ	一三二	〃	〃	藤岡由夫 外四名	
一一六	サイエンステープル		六四	〃	〃	理科研究委員会	代表者 服部静夫
一一七	たのしい理科 身のまわりにはどんな生物がいるか	1	六六	小四 理科	二四、七、一九		
一一八	生物はどのように育つていくか	2	〃	〃	二四、七、一八		
一一九	空には何かかがやいている 地面はどんなありさまになつているか	3・4	五八 (A5)	〃	二四、七、一九		
一二〇	火と熱はどうつかつたらよいか	5	三四	〃	二四、七、一八		
一二一	かんでんちはどんなはたらきをするか	6	〃	〃	〃		
一二二	どうしたらじょうぶなからだになれるか	7	四二 (A5)	〃	〃		
一二三	空気とはどんなものか	8	四八	中一 理科	二四、七、一六	理科研究委員会	代表者 坪井忠二
一二四	水にはどんな性質があるか	9	六四	〃	〃		
一二五	火と熱はどのように利用したらよいか	3	五八	〃	二四、七、一八		
一二六	機械と道具はどのようなはたらきをしているか	4	六四	〃	二四、七、一六		
一二七	地球の表面はどうなつているか	5	〃	〃	〃		
一二八	生物はどのように生きているか	6	八〇 (A5)	〃	〃		
一二九	天気はどうして変るか	7	五六	中一 理科	二四、七、一九		
一三〇	からだはどのようにはたらいているか	8	九四	〃	二四、七、一六		
一三一	食物はどのようにからだのやしないになるか	9	六六	〃	〃		
一三二	着物はどのようにしてつくれるか	10	六四	〃	〃		
一三三	よい家をどのようにしてつくるか	11	七二	〃	〃		
一三四	電気はどのように利用されているか	12	〃	〃	〃		
一三五	太陽や月や星は生活にどんな関係があるか	13	〃	中三 理科	二四、七、一九		
一三六	地球の内部はどうなつているか	14	六四 (A5)	〃	二四、七、一八		
一三七	生物は変化するものだらうか	15	八二	〃	二四、七、一六		
一三八	資源をどのように利用しているか	16	六六	〃	〃		
一三九	通信機関はどのようにしてはたらくか	17	七四	〃	二四、七、一八		
一四〇	交通機関はどのようにして動くか	18	八二	〃	二四、七、一六		

号外

昭24. 11. 9.

一四一	国語	中学校第二学年用	一	″	八〇	中国語	二四、七、一五	教育文化研究会代表者 金森徳次郎	東京都千代田区神田岩本町一 教育図書株式会社 代表者 小松謙助
一四二	″	″	二	″	六四	″	二四、一二、五		
一四三	″	″	三	″	八〇	″	二四、七、一二		
一四四	国語	中学校第三学年用	一	″	七二	中国語	三		
一四五	″	″	二	″	六四	″	二四、一二、五		
一四六	″	″	三	″	″	″	″		
一四七	国文法	口語編	一〇六（A5）	中国語	二	二四、七、一八			
一四八	GAKKO-TOSYOKAN（訓令式）		九六	中ローマ字	一	二四、七、二六			
一四九	″（～ネンヘ）		″	″	二	″			
一五〇	GAKKO-SINBUN（訓令式）		″	中ローマ字	二	″			
一五一	″（～ネンヘ）		″	″	″	″			
一五二	HIKARIO		中	三	ローマ字	二四、七、一三			
一五三	MOTOMETE（訓令式）		″	高	″	″			
一五四	LAND OF ENGLISH	BOOK ONE	一〇二（A5）	中英	一語	二四、七、一五			
一五五	″	BOOK TWO	九四	″	二	″			
一五六	″	BOOK THREE	九六	中	三	二四、七、一七			
一五七	国語	高等学校第一学年	一	〇六高	一語	二四、七、一五			
一五八	″	″	二	″	″	″			
一五九	国語	高等学校第二学年	一	九〇高	二語	二四、七、一九			
一六〇	″	″	二	″	″	″			
一六一	国語	高等学校第三学年	一	九〇高	三語	″			
一六二	″	″	二	″	″	″			
一六三	FELLOWSHIP THROUGH ENGLISH		1	一一一（A5）	高英	一語	二四、六、一五		
一六四	″		2	一一四	高	二	″		
一六五	″		3	″	高	三	″		
一六六	ENGLISH IN THE MAKING		2	八〇（A5）	高英	二	二四、六、二六		
一六七	こくごの本		三	一一〇	小国	二語	二四、七、一二	西原慶一 外五名	東京都北区稲付町一ノ二一三 二葉図書株式会社 代表者 大野治輔
一六八	″		四	一一六	″	″	″		
一六九	新国語	中学校第一学年用	一	″	八〇	中国語	二四、七、一五	新国語編修部 代表者 熊沢龍	
一七〇	″	″	二	″	″	″	″		
一七一	おんがくの本		2	″	六四	小音楽	二四、七、一五	松島一宮 牛山充	蔡道子
一七二	BETTER ENGLISH SENTENCE BUILDING		一一八	高英	一語	二四、七、一六		光堂編集部 代表者 所秀雄	東京都中央区銀座二ノ五 合資会社 光堂 代表者 藤村耕一
一七三	BETTER ENGLISH EVERY DAY		1	八二	中一	二四、七、一八			
一七四	″		2	″	中二	″			
一七五	″		3	″	中三	″			
一七六	よいこのかるく	一ねんの上（A5）	三二	小理	一科	二四、七、四		新科学教育研究会 代表者 河野通臣	広島市南観音町六一三 広島図書株式会社 代表者 松井富一
一七七	″	一ねんの下	″	″	″	″			
一七八	わたくしの算数	第三学年用 上（A5）	一一八	小算	三数	二四、七、五		新教育教材研究会 代表者 原賀光男	東京都千代田区九段三ノ九六 株式会社 絲風書房 代表者 原賀光男
一七九	″	下	″	″	″	″			
一八〇	THE LIFE ENGLISH READERS	I（A5）	七六	中英	一語	二四、七、一三		渡辺育吉	福岡市黒金町八 代表者 悼信堂 大坪敏吉
一八一	THE NEW HORIZON READERS	II	一一八	高	二	二四、七、二七		株式会社日本タイムス社 代表者 東ケ崎潔	東京都千代田区内幸町一ノ一 株式会社日本タイムス社 代表者 東ケ崎潔
一八二	″	III	一五六	高	三	二四、三、一三			
一八三	あたらしいこくご	一ねん上	八八	小国	一語	二四、七、三		東京書籍編集部 代表者 藤田貞次	東京都北区堀船町一ノ八五七 東京書籍株式会社 代表者 長谷得一
一八四	″	″下	″	″	″	″			
一八五	″	二ねん上（A5）	一二八	小国	二語	″			
一八六	″	″下	″	″	″	″			
一八七	″	三ねん上（A5）	一三〇	小国	三語	″			
一八八	″	″下	″	″	″	″			
一八九	新しい国語	六年上	一五四	小国	六語	二四、六、二八			
一九〇	″	″下	一六〇	″	″	″			
一九一	″	中学一年上	一一八	中国	一語	二四、七、四			
一九二	″	″下	一一二	″	″	″			
一九三	″	中学二年上	一一二	中国	二語	″			
一九四	″	″下	一一二	″	″	″			
一九五	中学習字	巻一	三二	中習字	一字	二四、六、一五		藤田民次	
一九六	″	巻二	″	″	二字	″			

一九七	あたらしいさんすう	一ねん（A5）	九六	小算	一数	二四、七、九	東京書籍編集部 代表者 藤田貞次
一九八	″	二ねん上	一〇四	小	二	″	
一九九	″	″下	九八	″	″	″	
二〇〇	″	三ねん上	一一二	小算	三数	二四、七、一六	
二〇一	″	″下	一一八	″	″	″	
二〇二	新しい算数	四年上	一三四	小算	四数	二四、七、四	
二〇三	″	″下	一三八	″	″	″	
二〇四	″	六年上	一五八	小算	六数	″	
二〇五	″	″下	一四〇	″	″	″	
二〇六	MADO O AKEYO	日本式（B6）	一六〇	中ローマ字	一	二四、七、二九	平井昌夫 藤井駿一 町三ノ一九 株式会社 ローマ字教育会 代表者 岡野閏一	東京都文京区音羽
二〇七	″	″	″	″	″	″		
二〇八	SEKAI NO TABI	日本式（B6）	一五二	中ローマ字	二	二四、七、二九		
二〇九	″	″	″	″	″	″		
二一〇	KIBO NO MITI	日本式（B6）	一六四	中ローマ字	三	二四、七、三〇		
二一一	″	″	″	″	″	″		
二一二	GAKKO NO MADO-KARA	日本式（A5）	八八	小ローマ字	五	二四、七、二六	鬼頭礼蔵	
二一三	″	″	″	″	″	″		
二一四	MIDORI NO KUNI NO KODOMOTATI	日本式（A5）	一〇八	小ローマ字	六	二四、七、二三		
二一五	″	″	″	″	″	″		
二一六	裁縫	2（A5）	九二	高家	二庭	二四、七、三	成田順	東京都千代田区五番町五 実業教科書株式会社 代表者 水谷三郎
二一七	″	3	一七六	高	三	″		
二一八	農業工作		二二八	高農	一業	二四、二、二	青木好意	
二一九	初等簿記		一〇二	高一商	一三業	二四、六、二六	今井忍	
二二〇	ENGLISH FOR COMMERCIAL STUDENTS BOOK III		一五四	高	三	二四、七、三	水谷三郎	
二二一	果樹花卉習		一四〇（B6）	高農	二、三業	三、二三	鈴木靜穂	
二二二	野菜実習		一四六	″	″	″	石川斎雄	
二二三	農業実習の手引	北海道版（A6）	一〇〇	高中農	一、二業	二四、七、一六	実業教科書株式会社 編修部 代表者 水谷三郎	
二二四	″	千葉県版	四八	″	″	″		
二二五	″	″	四八	″	″	″		
二二六	″	″	五二	″	″	″		
二二七	″	鳥取県版	″	″	″	二四、七、一六		
二二八	″	徳島県版（A6）	四六	″	″	二四、七、二三		
二二九	″	福岡県版	四八	″	″	二四、七、一六		
二三〇	″	兵庫県版	″	″	″	二四、七、六		
二三一	″	神奈川県版	″	″	″	二四、七、一六		
二三二	″	福井県版	″	″	″	二四、七、二六		
二三三	″	島根県版	″	″	″	二四、七、一六		
二三四	職業	職業の知識 1（A5）	八四	中職業	一—三	二四、七、九	日本職業指導協会 代表者 田中寛一	東京都中央区銀座西一ノ三 株式会社 実業の日本社 代表者 増田義彦
二三五	″	2	八〇	″	″	″		
二三六	″	3	″	″	″	″		
二三七	THE RIVISED STANDARD ENGLISH READERS JUNIOR COURSE 2		中三	中英	二語	二四、七、一五	語学教育研究所 代表者 市河三喜	東京都千代田区神田神保町二ノ五 株式会社 開拓社 代表者 森村雅男
二三八	″	3	″	″	″	″		
二三九	USEFUL ENGLISH	1（A5）	九六	中	一	二四、七、一七	開拓社編集所 代表者 長沼直兄	
二四〇	″	2	八四	中	二	″		
二四一	″	3	八〇	中	三	″		
二四二	OUR ENGLISH BOOK 1		一〇四	中	一	二四、七、五	大塚高信	大阪市北区樋上町四五 株式会社 創元社 代表者 矢部良作
二四三	″ BOOK 2		六四	中	二	″		
二四四	″ BOOK 3		六八	中	三	″		
二四五	BEACON LIGHTS FOR CITIZEN	1	一一二	高	一	二四、六、一九	川口央	東京都港区芝三田豊岡町八 株式会社 好学堂 代表者 川口央
二四六	″	2	一〇四	高	二	二四、七、一		
二四七	″	3	″	高	三	二四、六、二三		
二四八	中学国語	一上（A5）	一一〇	中国	一語	二四、六、二七	能勢朝次	東京都千代田区神田錦町三ノ二四 株式会社 大修館書店 代表者 鈴木一平
二四九	″	一下	一一四	″	″	″		
二五〇	″	二上	一二〇	中国	二語	″		
二五一	″	二下	一一八	″	″	″		
二五二	″	三上	一二〇	中国	三語	″		

号外

昭24. 11. 9.

二五三	〃		三下	〃	〃		
二五四	かざぐるま	一ねん上	(A5)国	三二小	一	語	二四、六、二五
二五五	はらつば	一ねん中	〃	七〇	〃	〃	〃
二五六	日あたり	一ねん下	〃	九〇	〃	〃	〃
二五七	子うま	〃	〃	八六小	二	語	二四、七、一九
二五八	ごむまり	二年中	〃	九四	〃	〃	〃
二五九	友だち	二年下	〃	八六	〃	〃	〃
二六〇	私たちの国語	二上	〃	一二二中	二	語	二四、七、一三
二六一	〃	二下	〃	一二〇	〃	〃	〃
二六二	〃	三上	〃	一一二中	三	語	〃
二六三	〃	三下	〃	〃	〃	〃	二三、九、一四
二六四	口語の文法	(A5)国	〃	八八中	二	語	二四、七、一三
二六五	文語の文法	〃	〃	九二中	三	〃	二四、六、二七
二六六	われ〳〵の国語	一	〃	一六〇高	一	〃	二四、七、二三
二六七	〃	二	〃	一六八高	二	〃	〃
二六八	〃	三	〃	一四八高	三	〃	二四、七、一七
二六九	新漢文	一	〃	一〇八高	一	〃	二四、六、二七
二七〇	〃	二	〃	高	二	〃	〃
二七一	〃	三	(A5)	九六高	三	〃	〃
二七二	GRADED ENGLISH READER	1	〃	九四中	一	語	二四、六、一八
二七三	GRAMMAR AND COMPOSITION ACTIVE ENGLISH BOOK 1	(B6)	〃	一〇八高	一	〃	二四、七、一四
二七四	〃	BOOK 2	〃	一一四	〃	〃	〃
二七五	中学習字教本	巻三	(B5)習	三四中	三	字	二四、六、二三
二七六	辯制中学国文法	口語篇	(A5)国	九八中	二	語	二四、七、九
二七七	私たちの中学珠算	上	〃	八〇中	一	業	二四、六、一八

二七八	〃		下	〃	〃		二四、六、二三
二七九	私たちの中学珠算伝	上	(B7)	一〇四中	一	〃	二四、六、一四
二八〇	〃	下	〃	一〇〇中	二	〃	〃
二八一	おはよう	一ねん上	(A5)国	三二小	一	語	二四、七、一八
二八二	あかいとり	一ねん中	〃	五八	〃	〃	二三、八、二四
二八三	ゆうやけこやけ	一ねん下	〃	八六	〃	〃	二三、八、三〇
二八四	ひばりのうた	二年上	〃	一六二小	二	語	二三、八、一八
二八五	青いお空	二年下	〃	一一四	〃	〃	二四、七、一七
二八六	かしの木広場	五年上	〃	一七八小	五	語	二四、七、一二
二八七	町のアルバム	五年下	〃	一三二	〃	〃	〃
二八八	平和のしらべ	六年上	〃	一五〇小	六	語	二四、六、二二
二八九	新しい門出	六年下	〃	一六八	〃	〃	〃
二九〇	たのしい算数	上	〃	一二八小	三	数	二四、七、一八
二九一	〃	下	〃	一二〇	〃	〃	〃
二九二	たのしい科学A 人と生きものの世界		〃	一四〇小	四	理科	〃
二九三	〃 B 陸地と海の世界 物の使いかた と作りかた		〃	一五二	〃	〃	〃
二九四	新習字	一	(B6中習 裁判)	九六	一	字	二四、六、二四
二九五	〃	二	〃	〃	〃	〃	〃
二九六	ONE WORLD	1	(A5)英	一一四中	一	語	二四、六、一〇
二九七	〃	2	〃	一〇六中	二	〃	二四、七、一
二九八	〃	3	〃	一一〇中	三	〃	二四、七、一一
二九九	ねんせいのりか		〃	一一四小	一	理科	二四、六、一〇
三〇〇	二年生のさんすう		〃	一九二小	二	数	二四、六、一八
三〇一	高等音楽	1	(B5)音楽	六四高	一	〃	二四、五、一三
三〇二	〃	2	〃	高	二	〃	〃
三〇三	〃	3	〃	高	三	〃	〃

垣内　松三	東京都品川区東大		
八木橋雄次郎	崎一ノ五三二	光村図書出版株式会社	代表者 大江　恒吉
関根　俊雄	山崎　久之		
私たちの国語研究会	代表者	市古　貞次	秀英出版　株式会社 有光　次郎
東京都中央区銀座	七ノ四		
岩淵悦太郎	外二名		
清田　淳	外三名		
私たちの国語研究会	代表者	佐藤　正憲	
名古屋市昭和区吹	上町一ノ一四	株式会社新泉書房	代表者 山田　初雄
斎藤　静			
小川　芳男	東京都中央区木挽	岩田一男	町五ノ五 株式会社光書房 代表者 立川　政光
STANLEY. H. CRIGGS			
静岡県鏡東郡原里	村小島田	勝間田俊一郎	
京都市上京区室町	通丸太町上ル大門	町二七一	星野　武雄
東條　操			
東京都新宿区揚場	町一	山本長五郎	牧　義雄

三〇四	わたしたちの科学	1	(A5)理	六四中	一	科	二四、七、二六
三〇五	〃	2	〃	〃	〃	〃	二四、七、一九
三〇六	〃	3	(A5)〃	五二〃	〃	〃	〃
三〇七	機械の力	4	〃	八〇〃	〃	〃	〃
三〇八	わたしたちの健康	5	〃	九六〃	〃	〃	〃
三〇九	空気と水	1	〃	七六中	一	庭	二四、七、一三
三一〇	中学家庭	2	〃	〃	二	〃	〃
三一一	〃	3	(A5)〃	七八中	三	〃	〃
三一二	中学音楽（改訂）	1	(B5)音楽	六四中	一	〃	二四、六、二五
三一三	〃	2	〃	〃	二	〃	〃
三一四	〃	3	〃	〃	三	〃	〃
三一五	THE ENGLISH COSMOS	1	(A5)英	一二六高	一	語	二四、七、一五
三一六	〃	2	〃	一一四高	二	〃	〃
三一七	〃	3	〃	一一八高	三	〃	〃
三一八	中学家庭	一	〃	七八中	一	庭	二四、七、一三
三一九	〃	二	〃	八二中	二	〃	〃
三二〇	〃	三	〃	八〇中	三	〃	〃
三二一	てをうちながら		〃	六四小	一	楽	二四、三、一
三二二	ROMAZI TOKUHON	1	(A5)ローマ字	小四	一	〃	二四、七、一三
三二三	〃	2	〃	八八小	五	〃	〃
三二四	〃	3	〃	九六小	六	〃	〃
三二五	THE NEW WORLD	1	(A5)英	一〇八高	一	語	二四、七、一七
三二六	〃	2	〃	八八高	二	〃	〃
三二七	〃	3	〃	一〇四高	三	〃	〃
三二八	音楽の世界へ		(B5)音	六四中	一	楽	二四、七、一五
三二九	音楽の歓び		〃	六八高	一	〃	〃
三三〇	〃		〃	八四高	二	〃	二四、七、一七
三三一	〃		〃	六八高	三	〃	〃

恭平	東京都千代田区神		
萩原	稲村	松雄	田錦町三ノ一九〇八 竹沢啓一郎 開隆堂出版株式会社 代表者 中村蓉之助
大日本雄弁講談社	東京都文京区音羽	町三ノ一九 株式会社大日本雄弁講談社	代表者 尾張真之助
日本地図学会	代表者	北田　宏蔵	東京都千代田区神田神保町一ノ二三 日本地図株式会社 代表者 亀井　豊治
社会科地図研究会	代表者	橋本　真	東京都千代田区神田錦河台二ノ一〇 株式会社古今書院 代表者 橋本　真
帝国書院編集部	代表者	村松　繁樹	東京都中央区日本橋呉服橋二ノ五 株式会社帝国書院 代表者 守屋紀美雄
市川都志春	東京都豊島区長崎	町一ノ二五	株式会社教育芸術社 代表者 市川　肇
大阪市西成区津守	町五九六	大阪書籍株式会社	代表者 松村九兵衛
理科委員会	代表者	川西　良吉	
算数委員会	代表者	守屋富次郎	
英語編修委員会	代表者	松田秀次郎	
尾上　八郎			
国語編修委員会	代表者	島津　久基	
東京都文京区久堅	町一〇八	日本書籍株式会社	代表者 木村淵之助

三一〇	GRAMMAR AND COMPOSITION	VOL. 1	(A5)英	一〇八高	一	語	二四、七、一五
三一一	〃	VOL. 2	〃	一一二高	二	〃	〃
三一二	HIGH SCHOOL ENGLISH STEP BY STEP	VOL. 1	〃	一一〇高	一	〃	〃
三一三	〃	VOL. 2	〃	一一二高	二	〃	〃
三一四	〃	VOL. 3	〃	一一四高	三	〃	〃
三一五	中等社会科　新地図帳		(B5)社会	一一四中	一―三	科	二四、七、一四
三一六	新制社会科地図		〃	一一八	〃	〃	二四、七、一八
三一七	社会科地図帳		〃	一一八	〃	〃	二四、七、一四
三一八	THE NEW SCHOOL ATLAS		〃	一一六	〃	〃	二四、七、一五
三一九	MAKIBA NO KOKAGE	NO 1	(A5)ローマ字	九六中	一	〃	二四、七、一九
三二〇	〃	2	〃	一〇六中	二	〃	〃
三二一	〃	3	〃	一一四中	三	〃	〃
三二二	〃	4	〃	一二六中	四	〃	〃
三二三	〃	5	〃	一四〇中	五	〃	〃
三二四	〃	6	〃	一五四中	六	〃	〃
三二五	A NEW GUIDE TO ENGLISH	BOOK 1	(A5)英	八四高	一	語	二四、六、一三
三二六	〃	BOOK 2	〃	七八高	二	〃	〃
三二七	現代国語	一上	国	八二高	一	語	二四、七、三
三二八	〃	一下	〃	九二	〃	〃	〃

東京都千代田区五	成城国文学会	代表者	富倉徳次郎
成城国文学会	代表者	井上　亀三	
右橋啓十郎	尾上　八郎		
帝木　常雄			
東京修文館編修部	代表者	高井　時雄	
東京都千代田区神	田神保町一ノ二五	株式会社東京修文館	代表者 鈴木金之助

号外

三五四	〃	〃	二上	八八	高	二	国語	二四、七、五	
三五五	〃	〃	二下	八二	〃	〃	〃	二四、七、三	
三五六	〃	〃	三上	八八	高	三	国語	二四、七、五	
三五七	〃	〃	三下	〃	〃	〃	〃	〃	
三五八	GOLDEN KEYS TO ENGLISH	BOOK ONE	(A5)	九二	中	一	英語	二四、七、四	
三五九	〃	BOOK TWO	〃	中	二	〃	〃	二四、七、二	
三六〇	〃	BOOK THREE	〃	中	三	〃	〃	〃	
三六一	MY OWN READER	FIRST BOOK	一〇〇	中	一	〃	〃	二四、六、一〇	
三六二	〃	SECOND BOOK	九八	中	二	〃	〃	〃	
三六三	私たちの理科	空気の科学	1 (B6)	一〇六	中	一	理科	二四、七、一〇	
三六四	〃	水の科学	2	八四	〃	〃	〃	〃	
三六五	〃	微生物の科学	3	九〇	〃	〃	〃	二四、七、一三	
三六六	〃	植物の科学	4	八二	〃	〃	〃	二四、七、一〇	
三六七	〃	動物と私たち	5	八四	〃	〃	〃	〃	
三六八	〃	変化しつゝある大地	6	〃	〃	〃	〃	二四、七、一三	
三六九	OUR ENGLISH CLASS	BOOK 1	(A5)	一〇〇	中	一	英語	二四、七、一五	
三七〇	〃	BOOK 2	〃	〃	中	二	〃	二四、七、一七	
三七一	〃	BOOK 3	〃	〃	中	三	〃	〃	
三七二	BRUSH UP YOUR ENGLISH	BOOK II	(A5)	九八	高	二	〃	二四、七、一七	
三七三	NEW CULTURE ENGLISH READER	BOOK I	〃	一一二	高	一	〃	〃	
三七四	〃	BOOK II	〃	一一四	高	二	〃	二四、七、一八	
三七五	〃	BOOK III	〃	〃	高	三	〃	二四、七、二三	
三七六	中学校音楽		1 (B5)	六四	中	一	音楽	二四、七、一九	
三七七	〃		2	〃	中	二	〃	〃	
三七八	〃		3	〃	中	三	〃	〃	
三七九	PRACTICAL ENGLISH	VOL. 1	(B6)	一一〇	高	一	英語	二四、七、四	
三八〇	〃	VOL. 2	〃	九八	高	二	〃	〃	
三八一	SENIOR ENGLISH READERS		1 (A5)	七八	高	一	〃	二四、六、二一	
三八二	中等習字		巻一	三二	中	一	習字	二四、一、一七	
三八三	〃		巻二	〃	中	二	〃	二四、六、一四	
三八四	新制中学習字		上	〃	中	一	〃	二四、一、二五	
三八五	〃		下	〃	中	二	〃	〃	
三八六	中等書範		巻一	一八 (B5)	中	一	〃	二四、二、一一	
三八七	〃		巻二	〃	中	二	〃	〃	
三八八	新修高等漢文	一年用	(A5)	六四	高	一	国語	二四、六、二五	
三八九	〃	二年用	〃	八二	高	二	〃	二四、六、二七	
三九〇	〃	三年用	〃	八〇	高	三	〃	二四、七、二	
三九一	こくご	小学二年上	〃	一二八	小	二	〃	二四、七、一六	
三九二	〃	〃	下	〃	〃	〃	〃	〃	

青木　常雄	東京都千代田区神田淡路町一ノ一七 株式会社清水書院 代表者 清水　権六	
松川昇太郎		
R. H. BLYTH	東京都千代田区神田神保町一ノ三 合資会社富山房 代表者 坂本　守正	
長沢英一郎		
石川　清一	東京都千代田区神田小川町一ノ一一 株式会社愛育社 代表者 岩本米次郎	
石川　清一		
山本　英十		
根来健一郎		
入来　重盛		
黒田　巍		
代表者　成田　成壽		
勝　已	大阪市南区末吉橋通三ノ一四 株式会社駿々堂 代表者 大淵甲子郎	
上條　信山	東京都千代田区神田神保町二ノ五 日本教科書株式会社 代表者 河田兼太郎	
加藤　常賢 外五名	東京都千代田区西神田二ノ五 日本教科書株式会社 代表者 河田兼太郎	
松坂　忠則	東京都中央区銀座七ノ四 教育出版株式会社 代表者 小坂佐久馬	
辻本　勝		
繁	長野市西長野町六 長野師範学校書道研究会 代表者 勝 繁	
上野　直蔵	大阪市東区南新町一ノ六 教育タイムス社出版部 代表者 山中林之助	
黒沢　隆明 佐々木　英	東京都新宿区東五軒町二五 株式会社全音楽譜出版社 代表者 島田　貞二	
H. GAUNLETT	東京都文京区久堅町三三 株式会社大学書林 代表者 佐藤　義人	

裁判所公告

○公示送達

被告人　裴　点　鴻

右窃盗被告事件につき昭和二十四年十二月十四日午前十時公判を開廷するから当庁三号法廷に出頭されたい。

召喚に応じないときは刑事訴訟法第八十六條により勾引状を発することがある。

昭和二十四年十一月七日

東京高等裁判所第七刑事部

裁判長判事　大塚今比古

○失踪宣告

昭和二十三年(家)第四九九八号
五〇〇

本籍香川県三豊郡豊浜町大字和田浜八百三番地、最後の住所福岡県若松市大字拂川四百五十九番地　不在者　福田　マル

本籍並びに最後の住所右同　同　福田　松子

本籍並びに最後の住所右同　同　福田三千子

当裁判所は福岡県若松市大字拂川四百五十九番地申立人福田善太郎の申立により右不在者に対して昭和八年十二月十四日死亡したものとみなして失踪を宣告した。

昭和二十四年九月三十日

福岡家庭裁判所小倉支部

昭和二十四年(家)第一一五号

本籍並びに最後の住所長崎県北高来郡江ノ浦村後田名三〇〇八番地　不在者　船津　タミ

明治十一年三月二日生

右不在者に対し利害関係人船津善太郎の申立に因り右不在者に対し明治三十三年三月死亡したものとみなし失踪を宣告した。

昭和二十四年十月十三日

長崎家庭裁判所大村支部

本籍宮崎市宮田町一丁目八十七番地、最後の住所宮崎市旭通三丁目二番地　不在者　平下　ナヲ

明治三十二年二月十日生

右に対し利害関係人宮崎市旭通三丁目二番地繁本イマの失踪宣告の申立により当裁判所は適法な公示催告手続を経たが不在者より生存の届出がないので当裁判所は左の通り審判する。

主　文

不在者平下ナヲの失踪を宣告する不在者は大正十三年十二月五日死亡したものと看做す。

昭和二十四年九月十六日

宮崎家庭裁判所

印刷庁

昭24.11.9.

官報

号外（物価第八十九号）

昭和24年11月9日　水曜日　（外号）官報　物価第89号　1

主要目次

告示　一頁

○疊床及び新疊の販売価格の統制額廃止　一

○価格査定を受けるべき物品及びその価格査定をなす者の一部改正　一

○輸入大豆ミールの販売価格の統制額指定　一

○植物油粕の販売価格の統制額の一部改正　二

○液体アンモニア、合成硝酸、硝酸アンモニア等の販売価格の統制額の一部改正　六

○硫酸の販売価格の統制額指定　六

○油脂製品類及び石鹸類の販売価格の統制額指定　六

○綿織物の販売価格の統制額の一部改正　六

○鉱工品貿易公団拂下げ皮革製品の販売価格の統制額指定　六

告示

○物価庁告示第九百十五号

昭和二十三年七月十八日物価庁告示第四百九十九号（疊床及び新疊の販売価格の統制額指定の件）は廃止する。

昭和二十四年十一月九日

物価庁長官　青木　孝義

◎物価庁告示第九百十六号

昭和二十二年九月十五日物価庁告示第六百四十三号（価格査定規則の規定による価格査定を受けるべき物品及びその価格査定をなす者の指定の件）の一部を次のように改正し、昭和二十四年六月二十七日物価庁告示第四百三十五号（価格査定規則の規定による価格査定を受けるべき物品及びその価格査定をなす者の指定の件中一部改正の件）は廃止する。

昭和二十四年十一月九日

物価庁長官　青木　孝義

一、価格査定を受けるべき物品のうち「輸出向冷凍並びに罐詰用　鮮かつを（その価格につき物価統制令第三條第一項但書による例外許可を受けたもの）」を次のように改める。

輸出向冷凍並びに罐詰用　鮮かつを（その価格につき物価統制令第三條第一項但書による例外許可を受けたもの）

◎物価庁告示第九百十七号

物価統制令第四條の規定によつて、輸入大豆ミールの販売価格の統制額を次のように指定し、昭和二十三年十二月二十一日物価庁告示第千二百八十三号（脫脂大豆等（肥料及び飼料用のものを除く。）の販売価格の統制額指定の件）の輸入大豆ミールの行は削る。但し、この統制額の指定に関しては、物価統制令第八條ノ二本文の規定は適用しない。

昭和二十四年十一月九日

物価庁長官　青木　孝義

単位	輸入大豆ミール	油糧配給公団販売価格の統制額	販売業者販売価格の統制額
	円	円	円
キログラム	一六五・九〇	一七三・九〇	一七三・九〇

◎物価庁告示第九百十八号

昭和二十三年十二月二十一日物価庁告示第千二百八十六号（植物油粕の販売価格の統制額指定の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十四年十一月九日

物価庁長官　青木　孝義

一、油糧配給公団販売価格の統制額は、買主最寄りの国鉄線若しくは連絡社線各駅の貨車乗り渡し又は買主最寄り港岸壁若しくは河岸着渡しの統制額である。

二、この表の統制額は、麻袋使用料込みの統制額である。

三、販売業者販売価格の統制額は、二、の引渡し場所と同じ場所渡しの統制額である。

種別	統制額	正味容量	統制額
撒もの（単位トン）	円	キログラム	円
	四、五七九・〇〇	三五	三六四・七〇
		四〇	三〇〇・〇〇
		四〇	三〇七・二〇
土瓶又は硝子壜詰のもの（単位一瓶又は壜）			
	六、一八〇・〇〇	四〇	四〇五・三〇
	六、八二九・〇〇	四五	四五四・五〇
	七、〇九二・〇〇	四五	四六六・五〇
	七、二四九・〇〇	四五	四八三・六〇
	八、四七一・〇〇	四五	五三七・七〇
		四五	七〇七・二〇
		四〇	五九七・九〇
		四〇	四七三・七〇
		四〇	四七七・二〇
		三五	五一一・四〇

◎物価庁告示第九百十九号

昭和二十三年七月十日物価庁告示第四百四十六号（液体アンモニア、合成硝酸、硝酸アンモニア等の販売価格の統制額指定の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十四年十一月九日

物価庁長官　青木　孝義

「桐実油粕粉末　二・〇％　四〇一・九〇　五六一・六〇　七八八・三〇」を「桐実油粕粉末　一一六一・〇〇〇」に改める。

附記「六」の「桐実油粕粉末　一一六一・〇〇〇」を「桐実油粕粉末　一一五・五〇」に改める。

◎物価庁告示第九百二十号

昭和二十三年十二月二十一日物価庁告示第千二百八十六号（植物油粕の販売価格の統制額指定の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十四年十一月九日

物価庁長官　青木　孝義

一、統制額表の合成硝酸四八度の㈠統制額を次のように改める。

種別	統制額
㈠薄硫酸	
五〇度もの	四、六七一・〇〇
五五度もの	四〇
五七度もの	四〇
㈡濃硫酸	
六〇度もの	六、三二五・〇〇
六五度もの	六、九七四・〇〇
六六度もの	七、二三七・〇〇
九八％もの	七、三九四・〇〇
㈢発煙硫酸	八、六一六・〇〇
㈣精製濃硫酸	
一号	四五
一号	四五
㈤精製稀硫酸	
一号	二一二
二号	二一二
三号	二五

二、合成硝酸の㈠統制額表の合成硝酸四八度のもの（純分九八％以上）及び合成硝酸三五度のもの（純分五〇％以上）の統制額中「価格調整公団の売戻価格の統制額」を「製造業者の販売価格の統制額」と改める。

◎物価庁告示第九百二十一号

物価統制令第四條の規定によつて、硫酸の販売価格の統制額を次のように指定し、昭和二十三年十二月二十一日物価庁告示第千二百八十三号（脫脂大豆等（肥料及び飼料用のものを除く。）の販売価格の統制額指定の件）の硫酸の行は削る。

昭和二十四年十一月九日

物価庁長官　青木　孝義

一、統制額表の卸売価格の統制額

種別	統制額	正味容量	統制額
撒もの（単位トン）	円	キログラム	円
	四、五七一・〇〇	三五	二八二・七〇
		四〇	三三三・〇〇
		四〇	三三九・二〇
土瓶又は硝子壜詰のもの（単位一瓶又は壜）			
	六、三二五・〇〇	四〇	四三〇・三〇
	六九七四・〇〇	四五	四八四・五〇
	七、三三七・〇〇	四五	四九六・五〇
	七、三九四・〇〇	四五	五一三・六〇
	八、六一六・〇〇	四五	五七七・七〇
		四五	七四七・二〇
		四〇	六二七・九〇
		四〇	五〇三・七〇
		四〇	五〇七・二〇
		三五	四四一・四〇

第一　統制額表の卸売価格の統制額

㈠製造業者の販売価格の統制額

第二　販売條件その他

㈠この表の撒ものの価格は、売主提供のタンク貨車、タンク船、タンク自動車等をもつて中味売りする場合の価格であり、土瓶又は硝子籠巻壜詰ものの価格は、当該容器詰の中味売価格であつて、いずれも買主の最寄着駅貨車乗渡し又は最寄着河岸船乗渡しとする。但し、自動車その他の小運送機関等で運送する場合は、買主指定の場所渡しとする。

㈡買主提供のタンク貨車又はタンク自動車をもつてこの表の撒ものを販売する場合は、次の金額をこの表の撒ものの価格より差引いた額とする。

タンク貨車　一トン当り　三〇〇円以上

タンク自動車　一トン当り　一二〇円以上

㈢製造工場積込渡しで販売する場合は、この表の統制額からそれぞれ次の金額を差引いた額とする。

撒もの	土瓶又は硝子壜詰もの
五〇度以上六〇度未満	三〇〇円以上
六〇度以上（発煙、精製硫酸を含む。）	六〇〇円以上

㈣土瓶又は硝子籠巻壜附で販売する場合は、この表の容器詰統制額に当該容器代として、価格調整公団の計算する容器代並びに容器の引取実費を加算することができる。

㈤土瓶詰又は硝子壜詰のものを木箱として箱附で販売する場合は、㈣の価格に当該包装材料代として価格調整公団の計算する包装材料及びその引取実費並びに荷造出荷費を加算することができる。

㈥販売業者が自己の店先又は置場に引き取つて同店先又は同置場渡しで販売する場合は一瓶（壜）につき、この表の統制額に三〇円を加算することができる。

㈦この表の薄硫酸五〇度ものの撒ものの価格は、比重一・五三〇のものの価格であつて、比重一・五三〇以上、一・七一〇未満の

種別	統制額
㈠薄硫酸	
五〇度もの	四五
五五度もの	四五
五七度もの	四五
㈡濃硫酸	
六〇度もの	四五
六五度もの	四五
六六度もの	四五
九八％もの	四五
㈢発煙硫酸	四九六・五〇
㈣精製濃硫酸	
一号	五一三・六〇
一号	五七七・七〇
㈤精製稀硫酸	
一号	二一二
二号	二一二
三号	二五

昭和二十五年二月三十一日　第五種郵便物認可

物価号外

昭24.11.9.

ものの統制額は、この表の五〇度の価格に別表に定める換算係数を乗じて得た額とする。

比重	五〇度換算係数
一、五三〇	〇、九〇八
一、五二五	〇、九一五
一、五一四	〇、九二二
一、五〇五	〇、九二八
一、四九五	〇、九三五
一、四八五	〇、九四三
一、四七五	〇、九五〇
一、四六五	〇、九五七
一、四五五	〇、九六四
一、四四五	〇、九七一
一、四三五	〇、九七八
一、四二五	〇、九八五
一、四一五	〇、九九二
一、四〇五	〇、九九九
一、三九五	一、〇〇六
一、三八五	一、〇一三
一、三七五	一、〇二一
一、三六五	一、〇二八
一、三五五	一、〇三五
一、三四五	一、〇四二
一、三三五	一、〇五〇
一、三二五	一、〇五七
一、三一五	一、〇六四
一、三〇五	一、〇七一
一、二九五	一、〇七八
一、二八五	一、〇八五
一、二七五	一、〇九二
一、二六五	一、〇九九
一、二五五	一、一〇六
一、二四五	一、一一三
一、二三五	一、一二一
一、二二五	一、一二八
一、二一五	一、一三五
一、二〇五	一、一四二
一、一九五	一、一四九
一、一八五	一、一五七
一、一七五	一、一六四
一、一六五	一、一七一
一、一五五	一、一七八
一、一四五	一、一八五
一、一三五	一、一九二
一、一二五	一、一九九
一、一一五	一、二〇六
一、一〇五	一、二一三
一、〇九五	一、二二一
一、〇八五	一、二二八
一、〇七五	一、二三五
一、〇六五	一、二四二
一、〇五五	一、二四九

比重は、温度摂氏一五度における比重とする。

この表に記載してない中間比重のものの五〇度換算係数は、按分により算出するものとする。

◎物価庁告示第九百二十一号

物価統制令第四條の規定によつて、油脂製品類及び石鹸類の販売価格の統制額を次のように指定し、昭和二十三年九月十五日物価庁告示第八百八十五号（油脂製品類及び石鹸類の販売価格の統制額指定の件）は廃止する。

この統制額については物価統制令第八條第二項の本文の規定は適用しない。

昭和二十四年十一月九日

物価庁長官　青木　孝義

第一　硬化油類及び脂肪酸類の販売価格の統制額表

種別	製造業者販売価格の統制額（単位正味一〇〇キログラム）	販売業者販売価格の統制額
(一)食用硬化油	一〇、五八〇・〇〇円	一一、一七五・〇〇円
(二)工業用硬化油	一〇、七〇〇・〇〇	一一、三五一・〇〇
(三)硬化螺	九、七六〇・〇〇	一〇、三五一・〇〇
(四)硬化脂肪酸	一二、三九〇・〇〇	一二、九五八・〇〇
(四)ステアリン酸	一二、九四二・〇〇	一三、六三〇・〇〇
(ハ)脂肪酸	一六、九四二・〇〇	一七、八四四・〇〇
(ヒ)特殊ステアリン酸	三〇、三六〇・〇〇	三一、二四七・〇〇
(ホ)オレイン酸	二六、九〇四・〇〇	二七、七六〇・〇〇

この表の(ホ)までの統制額は、普通品の統制額であつて、高度品の統制額は正味一〇〇キログラムにつきこの表の統制額に三二五円を加算した額とし、敏質品の統制額は、正味一〇〇キログラムにつきこの表の統制額より二六〇円を減算した額とする。

(一)この表の統制額は、別表規格表に該当するものの価格である。

(二)この表の(ハ)に掲げる脂肪酸は、直接分解脂肪酸並びに油滓より製造した脂肪酸である。

(三)この表の(ヒ)に掲げる特殊ステアリン酸は、硬化脂肪酸を圧搾又は蒸溜したものである。

別表規格表

種別	品質	原料	融点（摂氏）	水分及び夾雑物	ニツケル含有重量率	臭
硬化螺	高度品	抹香鯨油を原料としたもの	五三度以上	〇・五%以下	百万分の一〇以下	一%以下
	普通品	同	四五度以上五三度未満	以下	以下	同
	敏質品	同	四五度未満	同	同	同
硬化脂肪酸	高度品	硬化油を原料としたもの	五〇度以上五三度未満	一%以下		
	普通品	硬化油を原料としたもの	四五度以上五〇度未満	同		
	敏質品	硬化油を原料としたもの	四五度未満	同		
脂肪酸原油分解品		植物油又は動物油を原料としたもの				
特殊ステアリン酸		硬化油を原料としたもの	五三度以上	一%以下		
オレイン酸		硬化油を原料としたもの	五五度以上五五度未満	一%以下		
第二　グリセリン類の販売価格の統制額						

種別	製造業者販売価格の統制額	販売業者販売価格の統制額
局方グリセリン適合品	二四、〇〇三・〇〇円	二四、九六・〇〇円
ダイナマイトグリセリン	二七、三四一・〇〇	二八、三五八・〇〇
工業用グリセリン一号品	二六、六七〇・〇〇	二七、六六二・〇〇
〃　二号品	二三、四九五・〇〇	二四、三六九・〇〇
〃　三号品	二二、八二七・〇〇	二三、三〇四・〇〇
純グリセリン	五三、九七五・〇〇	五五、九八三・〇〇
粗製グリセリン	一一、八一一・〇〇	一二、二五〇・〇〇

種別	品質	原料	融点（摂氏）	水分及び夾雑物	ニツケル含有重量率	臭
食用硬化油	高度品	植物油又は動物油を原料としたもの	四五度以上	〇・五%以下	百万分の一以下	無臭
	普通品	同	四〇度以上四五度未満	同	同	同
	敏質品	同	四〇度未満	同	同	同
工業用硬化油	高度品	植物油又は動物油を原料としたもの	五三度以上	一%以下		
	普通品	同	四五度以上五三度未満	以下		
	敏質品	同	四五度未満	同		

種別	製造業者販売価格の統制額（単位正味一〇〇キログラム）	販売業者販売価格の統制額
純グリセリン	九八・五%以上	九六・〇%以上
粗製グリセリン	八〇%以上	七五%以上

種別	品質	原料	融点（摂氏）	水分及び夾雑物	ニツケル含有重量率	臭
脂肪酸	高度品	硬化油を原料としたもの	五〇度以上	〇・五%以下	百万分の一以下	無臭
	普通品	同	四五度以上五〇度未満	同	同	同
	敏質品	同	四五度未満	同	同	同
特殊ステアリン酸		硬化油を原料としたもの	五五度以上	一%以下		
オレイン酸		硬化油を原料としたもの	中和価一八五以上	融点（摂氏）以下一八度以下	水分及び夾雑物一%以下	

種別	製造業者販売価格の統制額（単位正味一〇〇キログラム）	販売業者販売価格の統制額
局方グリセリン適合品	二四、〇〇三・〇〇円	二四、九六・〇〇円
ダイナマイトグリセリン	二七、三四一・〇〇	二八、三五八・〇〇
工業用グリセリン一号品	二六、六七〇・〇〇	二七、六六二・〇〇
〃　二号品	二三、四九五・〇〇	二四、三六九・〇〇
〃　三号品	二二、八二七・〇〇	二三、三〇四・〇〇
純グリセリン	五三、九七五・〇〇	五五、九八三・〇〇
粗製グリセリン	一一、八一一・〇〇	一二、二五〇・〇〇

種別	品質	原料	融点（摂氏）	水分及び夾雑物	ニツケル含有重量率	臭
硬化螺	高度品	抹香鯨油を原料としたもの	一〇以下	〇・五%以下	百万分の一以下	無臭
	普通品	同	四五度未満	同	同	同
	敏質品	同				
硬化脂肪酸	高度品	硬化油を原料としたもの	五〇度以上四五度未満	一%以下		
	普通品	硬化油を原料としたもの	四五度未満	同		
	敏質品	硬化油を原料としたもの				
脂肪酸原油分解品		植物油又は動物油を原料としたもの				
特殊ステアリン酸		硬化油を原料としたもの	五五度以上	一%以下		
オレイン酸		硬化油を原料としたもの	五五度以上五五度未満	同		
第二　グリセリン類の販売価格の統制額						

種別	製造業者販売価格の統制額	販売業者販売価格の統制額
局方グリセリン適合品	二四、〇〇三・〇〇円	二四、九六・〇〇円
ダイナマイトグリセリン	二七、三四一・〇〇	二八、三五八・〇〇
工業用グリセリン一号品	二六、六七〇・〇〇	二七、六六二・〇〇
〃　二号品	二三、四九五・〇〇	二四、三六九・〇〇
〃　三号品	二二、八二七・〇〇	二三、三〇四・〇〇
純グリセリン	五三、九七五・〇〇	五五、九八三・〇〇
粗製グリセリン	一一、八一一・〇〇	一二、二五〇・〇〇

(一)この表の統制額は、別紙規格表に該当するものの統制額である。但し、粗製グリセリンで規格に定めてある含有重量率が八三%と異るものの統制額は次のようにする。

(二)純グリセリン含有重量率八五%を越えるものの統制額は、当該製品の純グリセリン含有重量率八五%を差引きたるものの八五分の一にこの表の統制額を掛けた額をこの表の統制額に加算した統制額とする。

(三)純グリセリン含有重量率八〇%以上八五%未満のものの統制額は、純グリセリン含有重量率八五%より当該製品の純グリセリン含有重量率を差引き、これに一・五を掛けたる数の八五分の一にこの表の統制額を掛けた額をこの表の統制額から差引いた額とする。

(四)この表の統制額は、別紙規格表に該当するものの統制額である。但し、粗製グリセリンで規格に定めてある含有重量率が八三%と異るものの統制額は次のようにする。

(五)純グリセリン含有重量率八〇%未満のものの統制額は、純グリセリン含有重量率八五%より当該製品の純グリセリン含有重量率を差引き、これに二・〇を掛けた額をこの表の統制額から差引いた額とする。

(六)夾雑物を含んだものの統制額は、夾雑物（灰分又は有機性蒸発残渣）含有重量率四%を越える毎に当該統制額より二%を更に差引いた額とする。

別表規格表

一、ダイナマイトグリセリンは、次の規格に合格しなければならない。

号	無色透明又は淡黄色透明	同上
(一)一般状態		
(二)水不溶分	同上	同上
(三)比重（四／二〇度）	一・二五七五以上	同上
(四)反応	中性	中性又は微アルカリ性
(五)純グリセリン	九八・五以上	八五%以上
(六)塩化物	〇・〇五%以下	同上
(七)灰分	〇・一%以下	同上
(八)有機性蒸発残渣	〇・三%以下	同上

一号及び二号は蒸溜製品、三号は蒸溜しない製品である。

二、工業グリセリンは次の三種に分け、次の規格に合格しなければならない。

号	一	二	三
(一)一般状態	無色透明又は淡黄色透明で摂氏百度に熱しても不快な臭気の無いもの	無色透明又は淡黄色透明	同上
(二)水不溶分	含有しないもの	同上	同上
(三)比重（四／二〇度）	一・二五七五以上	一・二二〇以上	同上
(四)反応	中性	中性又は微アルカリ性	同上
(五)純グリセリン	九八・五以上	八五%以上	同上
(六)塩化物	〇・〇五%以下	同上	同上
(七)灰分	〇・一%以下	同上	同上
(八)有機性蒸発残渣	〇・三%以下	同上	同上

一号及び二号は蒸溜製品、三号は蒸溜しない製品である。

三、純グリセリンは次の規格に合格しなければならない。

号	一	二
(一)一般状態	無色透明で摂氏百度に熱しても不快の臭気の無いもの	同上
(二)水不溶分	含有しないもの	同上
(三)比重（摂氏一五度）	一・二六二―一・二六四	同上
(四)反応	中性	中性又は微アルカリ性
(五)純グリセリン	九九%以上	九五%以上
(六)塩化物	痕跡なし	同上
(七)灰分	痕跡なし	同上
(八)鹸化価	なし	一・五%以下
(九)アンモニア硝酸性銀反応	良好	一・〇%以下

四、粗製グリセリンは次の二種に分け次の規格に合格しなければならない。

号	一	二
(一)一般状態	透明	同上
(二)反応	中性又は微アルカリ性	同上
(三)純グリセリン	八五%以上	八〇%以上
(四)灰分	二%以下	一〇%以下
(五)有機性蒸発残渣		

五、局方グリセリン適合品は、日本薬局法による規格に合格しなければならない。

第三　工業用油剤類の販売価格の統制額表

種目	製造業者販売価格の統制額（単位正味一〇〇キログラム）	販売業者販売価格の統制額
(一)高級アルコール並び同製品	二、九二三八・〇〇円	三〇、四一七・〇〇円
(ロ)高級アルコール（蒸溜法）（還元法）	四七、〇二一・〇〇	四八、六六七・〇〇
(ハ)高級アルコール洗剤	一、二四二四・〇〇	一、四七、七四四・〇〇
(ニ)高級アルコール加工乳化油甲	一、〇六一、〇六〇・〇〇	一、六、六七〇・〇〇
(ホ)〃　乙	一、九三四・〇〇	一二、三五二・〇〇
(ヘ)繊維工業用油剤		
(イ)ロート油	一、〇二四六・〇〇	一、〇五〇・〇〇
(ロ)繊維工業用乳化油	一、四五三・〇〇	一、八五四・〇〇
(ハ)繊維工業用ヘット	一、八二八・〇〇	一、八九二八・〇〇
(ニ)脂肪酸アルコールエステル		
(イ)脂肪酸アルコールエステル甲	三七、六七九・〇〇	三八、九九八・〇〇
〃　乙	三五、一二・〇〇	三六、三四一・〇〇
(ホ)機械工業用油剤		
(イ)不水溶性切削油甲	三七、六七九・〇〇	三八、九九八・〇〇
〃　乙	三五、一二・〇〇	三六、三四一・〇〇
(ロ)〃		
(ハ)水溶性切削油	三七、六七九・〇〇	三八、九九八・〇〇
〃　甲	三五、一二・〇〇	三六、三四一・〇〇
〃　乙	一〇、四〇七・〇〇	一〇、七一・〇〇

種別	品質	原料	融点（摂氏）	水分及び夾雑物	ニツケル含有重量率	臭
硬化螺	高度品	抹香鯨油を原料としたもの	一〇以下	〇・五%以下	百万分の一以下	無臭
	普通品	同	四五度未満	同	同	同
	敏質品	同				
硬化脂肪酸	高度品	硬化油を原料としたもの	五〇度以上四五度未満	一%以下		
	普通品	硬化油を原料としたもの	四五度未満	同		
	敏質品	硬化油を原料としたもの				
脂肪酸原油分解品		植物油又は動物油を原料としたもの				
特殊ステアリン酸		硬化油を原料としたもの	五三度以上	一%以下		
オレイン酸		硬化油を原料としたもの	五五度以上五五度未満	同		
第二　グリセリン類の販売価格の統制額						

種別	製造業者販売価格の統制額	販売業者販売価格の統制額
局方グリセリン適合品	二四、〇〇三・〇〇円	二四、九六・〇〇円
ダイナマイトグリセリン	二七、三四一・〇〇	二八、三五八・〇〇
工業用グリセリン一号品	二六、六七〇・〇〇	二七、六六二・〇〇
〃　二号品	二三、四九五・〇〇	二四、三六九・〇〇
〃　三号品	二二、八二七・〇〇	二三、三〇四・〇〇
純グリセリン	五三、九七五・〇〇	五五、九八三・〇〇
粗製グリセリン	一一、八一一・〇〇	一二、二五〇・〇〇

種別	品質	原料	融点（摂氏）	水分及び夾雑物	ニツケル含有重量率	臭
脂肪酸	高度品	硬化油を原料としたもの	五〇度以上	〇・五%以下	百万分の一以下	無臭
	普通品	同	四五度以上五〇度未満	同	同	同
	敏質品	同	四五度未満	同	同	同
特殊ステアリン酸		硬化油を原料としたもの	五五度以上	一%以下		
オレイン酸		硬化油を原料としたもの	中和価一八五以上	融点（摂氏）以下一八度以下	水分及び夾雑物一%以下	

種別	製造業者販売価格の統制額（単位正味一〇〇キログラム）	販売業者販売価格の統制額
局方グリセリン適合品	二四、〇〇三・〇〇円	二四、九六・〇〇円
ダイナマイトグリセリン	二七、三四一・〇〇	二八、三五八・〇〇
工業用グリセリン一号品	二六、六七〇・〇〇	二七、六六二・〇〇
〃　二号品	二三、四九五・〇〇	二四、三六九・〇〇
〃　三号品	二二、八二七・〇〇	二三、三〇四・〇〇
純グリセリン	五三、九七五・〇〇	五五、九八三・〇〇
粗製グリセリン	一一、八一一・〇〇	一二、二五〇・〇〇

種別	品質	原料	融点（摂氏）	水分及び夾雑物	ニツケル含有重量率	臭
硬化螺	高度品	抹香鯨油を原料としたもの	一〇以下	〇・五%以下	百万分の一以下	無臭
	普通品	同	四五度未満	同	同	同
	敏質品	同				
硬化脂肪酸	高度品	硬化油を原料としたもの	五〇度以上四五度未満	一%以下		
	普通品	硬化油を原料としたもの	四五度未満	同		
	敏質品	硬化油を原料としたもの				
脂肪酸原油分解品		植物油又は動物油を原料としたもの				
特殊ステアリン酸		硬化油を原料としたもの	五三度以上	一%以下		
オレイン酸		硬化油を原料としたもの	五五度以上五五度未満	同		
第二　グリセリン類の販売価格の統制額						

種別	製造業者販売価格の統制額	販売業者販売価格の統制額
局方グリセリン適合品	二四、〇〇三・〇〇円	二四、九六・〇〇円
ダイナマイトグリセリン	二七、三四一・〇〇	二八、三五八・〇〇
工業用グリセリン一号品	二六、六七〇・〇〇	二七、六六二・〇〇
〃　二号品	二三、四九五・〇〇	二四、三六九・〇〇
〃　三号品	二二、八二七・〇〇	二三、三〇四・〇〇
純グリセリン	五三、九七五・〇〇	五五、九八三・〇〇
粗製グリセリン	一一、八一一・〇〇	一二、二五〇・〇〇

種別	品質	原料	融点（摂氏）	水分及び夾雑物	ニツケル含有重量率	臭
脂肪酸	高度品	硬化油を原料としたもの	五〇度以上	〇・五%以下	百万分の一以下	無臭
	普通品	同	四五度以上五〇度未満	同	同	同
	敏質品	同	四五度未満	同	同	同
特殊ステアリン酸		硬化油を原料としたもの	五五度以上	一%以下		
オレイン酸		硬化油を原料としたもの	中和価一八五以上	融点（摂氏）以下一八度以下	水分及び夾雑物一%以下	

種別	製造業者販売価格の統制額（単位正味一〇〇キログラム）	販売業者販売価格の統制額
局方グリセリン適合品	二四、〇〇三・〇〇円	二四、九六・〇〇円
ダイナマイトグリセリン	二七、三四一・〇〇	二八、三五八・〇〇
工業用グリセリン一号品	二六、六七〇・〇〇	二七、六六二・〇〇
〃　二号品	二三、四九五・〇〇	二四、三六九・〇〇
〃　三号品	二二、八二七・〇〇	二三、三〇四・〇〇
純グリセリン	五三、九七五・〇〇	五五、九八三・〇〇
粗製グリセリン	一一、八一一・〇〇	一二、二五〇・〇〇

種目	製造業者販売価格の統制額（単位正味一〇〇キログラム）	販売業者販売価格の統制額
(一)高級アルコール並び同製品	二、九二三八・〇〇円	三〇、四一七・〇〇円
(ロ)高級アルコール（蒸溜法）（還元法）	四七、〇二一・〇〇	四八、六六七・〇〇
(ハ)高級アルコール洗剤	一、二四二四・〇〇	一、四七、七四四・〇〇
(ニ)高級アルコール加工乳化油甲	一、〇六一、〇六〇・〇〇	一、六、六七〇・〇〇
(ホ)〃　乙	一、九三四・〇〇	一二、三五二・〇〇
(ヘ)繊維工業用油剤		
(イ)ロート油	一、〇二四六・〇〇	一、〇五〇・〇〇
(ロ)繊維工業用乳化油	一、四五三・〇〇	一、八五四・〇〇
(ハ)繊維工業用ヘット	一、八二八・〇〇	一、八九二八・〇〇
(ニ)脂肪酸アルコールエステル		
(イ)脂肪酸アルコールエステル甲	三七、六七九・〇〇	三八、九九八・〇〇
〃　乙	三五、一二・〇〇	三六、三四一・〇〇
(ホ)機械工業用油剤		
(イ)不水溶性切削油甲	三七、六七九・〇〇	三八、九九八・〇〇
〃　乙	三五、一二・〇〇	三六、三四一・〇〇
(ロ)〃		
(ハ)水溶性切削油	三七、六七九・〇〇	三八、九九八・〇〇
〃　甲	三五、一二・〇〇	三六、三四一・〇〇
〃　乙	一〇、四〇七・〇〇	一〇、七一・〇〇

種別	品質	原料	融点（摂氏）	水分及び夾雑物	ニツケル含有重量率	臭
硬化螺	高度品	抹香鯨油を原料としたもの	一〇以下	〇・五%以下	百万分の一以下	無臭
	普通品	同	四五度未満	同	同	同
	敏質品	同				
硬化脂肪酸	高度品	硬化油を原料としたもの	五〇度以上四五度未満	一%以下		
	普通品	硬化油を原料としたもの	四五度未満	同		
	敏質品	硬化油を原料としたもの				
脂肪酸原油分解品		植物油又は動物油を原料としたもの				
特殊ステアリン酸		硬化油を原料としたもの	五三度以上	一%以下		
オレイン酸		硬化油を原料としたもの	五五度以上五五度未満	同		
第二　グリセリン類の販売価格の統制額						

種別	製造業者販売価格の統制額	販売業者販売価格の統制額
局方グリセリン適合品	二四、〇〇三・〇〇円	二四、九六・〇〇円
ダイナマイトグリセリン	二七、三四一・〇〇	二八、三五八・〇〇
工業用グリセリン一号品	二六、六七〇・〇〇	二七、六六二・〇〇
〃　二号品	二三、四九五・〇〇	二四、三六九・〇〇
〃　三号品	二二、八二七・〇〇	二三、三〇四・〇〇
純グリセリン	五三、九七五・〇〇	五五、九八三・〇〇
粗製グリセリン	一一、八一一・〇〇	一二、二五〇・〇〇

種別	品質	原料	融点（摂氏）	水分及び夾雑物	ニツケル含有重量率	臭
脂肪酸	高度品	硬化油を原料としたもの	五〇度以上	〇・五%以下	百万分の一以下	無臭
	普通品	同	四五度以上五〇度未満	同	同	同
	敏質品	同	四五度未満	同	同	同
特殊ステアリン酸		硬化油を原料としたもの	五五度以上	一%以下		
オレイン酸		硬化油を原料としたもの	中和価一八五以上	融点（摂氏）以下一八度以下	水分及び夾雑物一%以下	

種別	製造業者販売価格の統制額（単位正味一〇〇キログラム）	販売業者販売価格の統制額
局方グリセリン適合品	二四、〇〇三・〇〇円	二四、九六・〇〇円
ダイナマイトグリセリン	二七、三四一・〇〇	二八、三五八・〇〇
工業用グリセリン一号品	二六、六七〇・〇〇	二七、六六二・〇〇
〃　二号品	二三、四九五・〇〇	二四、三六九・〇〇
〃　三号品	二二、八二七・〇〇	二三、三〇四・〇〇
純グリセリン	五三、九七五・〇〇	五五、九八三・〇〇
粗製グリセリン	一一、八一一・〇〇	一二、二五〇

昭24. 11. 9.

本品は、各種繊維の紡織、染色、仕上、繭解の行程に供するために適当なる品質を持ち機械を腐蝕せず且つ人体に悪作用のないものでなければならない。

(ロ)繊維工業用乳化油

水分	四五・〇%以下	
総脂肪	五〇・〇%以上	
	（遊離油脂六五%以上（内不鹸化物五%以下）	
乳化安定度	合格	
粘度	八〇秒以下	
凝固点（摂氏）	八度以下	
外観	常温で液状	
残滓	悪臭なし	
洗滌度	一・五%以下	
（エーテル及びメチルアルコール抽出量）		
発熱試験（摂氏）		
一時間後	九五度以下	
二時間後	一〇五度以下	
三時間後	一一〇度以下	
五時間後	一二〇度以下	
鹸化価	一八〇以上	
沃素価	九〇以下	

本品は、梳毛、紡毛及び雑繊維用に供するために適当な品質を持ち機械を腐蝕せず且つ人体に悪作用の無いものでなければならない。

(ハ)繊維工業用ヘット

水分	二五・〇%以下	
総脂肪	七〇・〇%以上（内遊離油脂七〇・〇%以上）	
臭気	悪臭なし	
乳化安定度	合格	
反応	中性又は微アルカリ性	
外観	常温で白色又は淡黄色の固形又は泥状	

本品は、繊布糊製合用に供するために適当な品質を持ち機械を腐蝕せず且つ人体に悪作用のないものでなければならない。

(ニ)脂肪酸アルコールエステル

脂肪酸アルコールエステル

	甲	乙
水分	〇・五%以下	〇・五%以下
灰分	〇・三%以下	〇・三%以下
反応	中性	中性
引火点（摂氏）	一〇〇度以上	一〇〇度以上
粘度	三〇秒以上	三〇秒以上
（摂氏五〇度）	四〇秒以上	四〇秒以上
鹸価	五以下	二〇以下
凝固点（摂氏）	零度以下	零度以下
腐蝕試験	合格	合格

(ホ)機械工業用油剤

不水溶性切削油

水分	四五・〇%以下	
灰分	〇・三%以下	
引火点（摂氏）	中性	
粘度	一〇〇度以上	
（摂氏五〇度）	三〇秒以上	
	四〇秒以上	

第四　第一乃至第三の販売條件

(一)この表の製造業者販売価格の統制額は、中味価格であつて工場渡しの価格とし、販売業者販売価格の統制額は、売主の店先又は倉庫渡しの価格とする。

(ロ)容器つきで販売するときは、容器代の外に十五キログラム以下の場合はこの表の統制額にその二%、一キログラム未満の場合は五%をそれぞれ加算することができる。

(ハ)この表の工業用粉末石鹸には、粉状、針状及び鱗片状を含むものとする。

(ニ)この表の金属石鹸とは、亜鉛石鹸、アルミニューム石鹸、マグネシウム石鹸及びカルシウム石鹸のことである。

(ホ)この表の製造業者販売価格の統制額は、卸売業者の最寄駅貨車乗渡し又は最寄港本船乗渡しの価格であつて、卸売業者が売主の工場所在地と同一市（都は区のある区域）町村内にある場合は卸売業者の店先渡しの価格とする。

(ヘ)この表の卸売業者販売価格の統制額は、小売業者の店先渡しの価格とする。

(ト)この表の小売業者販売価格の統制額は、小売業者の店先渡しの価格とする。

(チ)製造業者及び卸売業者の販売価格の統制額は、包装費、荷造費を含むものとする。

(リ)(一)に規定した規格に該当しない類似製品であつて、石鹸の代用に供されるものは（油脂分を含むと含まないとを問はず）別に許可を受けたものの外はいかなる名義のものであつてもその統制額を次のように定める。

種別	統制額
粉末状のもの、固形状のもの、練状のもの	一キログラム　八・〇〇円
液状のもの	一リットル　八・〇〇

(ヌ)昭和二十三年度割当による動植物油脂原料をもつて製造された労務者用石鹸については、昭和二十三年九月十五日物価庁告示第八百八十五号の統制額を適用する。

別表規格表

種別	水分	灰分	硫酸根	総脂肪質	総脂肪質鹸価	総脂肪質沃素価	色相	臭気
	%以下	%以下	%以下	%以上	（鹸化以下）	（沃素以上）		
固形工業用石鹸	三〇・〇	九五・〇	〇・二	三〇・〇	一・〇	〇・二	—	—
機織工業用石鹸	三〇・〇	九五・〇	〇・二	三〇・〇	一・〇	〇・二	—	—
一般工業用石鹸	三〇・〇	九五・〇	〇・二	三〇・〇	一・〇	〇・二	—	—

種別	水分	純石鹸分	遊離アルカリ分	中性脂肪及び不鹸化分	アルコール不溶性分	水不溶性分	比表面張力	総脂肪質沃素価	総脂肪融点	色相	臭気
	%以下	%以上	%以下	%以下	%以下	%以下	三五—三六度C				
一号工業用金属石鹸	二	七五	〇・五	〇・一	〇・三	九五・〇	—	—	—	淡色	悪臭なし
二号工業用金属石鹸	二	七〇	〇・五	〇・一	〇・三	九五・〇	—	—	—	淡色	悪臭なし
三号工業用金属石鹸	二	五五	〇・五	〇・一	〇・三	九五・〇	—	—	—	淡色	悪臭なし
四号工業用金属石鹸	二	五〇	〇・五	〇・一	〇・三	九五・〇	—	—	—	淡色	悪臭なし

種別	水分	灰分	硫酸根	総脂肪質	総脂肪質鹸価	総脂肪質沃素価	色相	臭気
	%以下	%以下	%以下	%以上	（鹸化以下）	（沃素以上）		
一号工業用金属石鹸	一	一八	〇・五	七五	五五	五五	淡色	悪臭なし
二号工業用金属石鹸	一	一七	〇・五	七〇	五〇	五〇	淡色	悪臭なし
三号工業用金属石鹸	一	一五	〇・五	六〇	五〇	五〇	淡色	悪臭なし
四号工業用金属石鹸	一	一四	〇・五	五〇	五〇	五〇	淡色	悪臭なし

(ト)容器つきで販売するとき

五ガロン罐詰	中味一〇〇キログラムにつき	六八五円
ドラム罐詰	同	九八八
麻袋詰	同	一五〇
木箱詰	同	四〇〇
和樽詰	同（四斗樽）	九〇〇
	同（一斗樽）	一、〇〇〇
その他の容器詰	同	二、〇〇〇

(チ)売主提供の容器で中味売りをするとき

五ガロン罐詰	中味一〇〇キログラムにつき	二〇〇
ドラム罐又は洋樽詰	同	一六〇
和樽詰（十一斗樽）	同	二七〇
麻袋詰	同	三五
和樽詰（四斗樽）	同	三三〇

(リ)買主提供の容器で中味売をするとき

五ガロン罐詰	中味一〇〇キログラムにつき	七〇
ドラム罐又は洋樽詰	同	五二
その他の容器	同	三〇

(ヌ)容器つきで小分売りをする場合の統制額は、容器代の外に十五キログラム以下の場合はこの表の統制額にその二%、一キログラム未満の場合は五%をそれぞれ加算することができる。

(ル)買主が受荷した後、売主の提供した容器を売主の出荷した場所は指定した場所まで返送するに要する費用は、買主の負担とし、返送するに要した日数が次の期間を超える場合は、売主は容器一〇〇キログラムについて一日四〇円の延滞料を徴収することができる。

(イ)買主と返還する場所とが同一市（都は区のある区域）町村内のときは三十日間

(ロ)買主と返還する場所とが同一又は隣接都道府県内にあるときは四十五日間

(ハ)及び(ロ)以外のときは七十五日間

第五　石鹸類の販売価格の統制額表

種別	単位		製造業者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
(一)家庭用石鹸					
一号家庭用石鹸	一箇	円	八・五〇	九・三五	一〇・七〇
二号家庭用石鹸	〃		一七・〇〇	一八・七〇	二一・四〇
(二)工業用石鹸			製造業者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
一号工業用粉末石鹸	一キログラム	円	一九一・八〇	二〇七・一〇	
二号工業用粉末石鹸	〃		一六〇・〇〇	一七二・八〇	
三号工業用石鹸	〃		一五一・九〇	一六四・一〇	
固形工業用石鹸	〃		一六七・三〇	一八〇・七〇	
一号工業用金属石鹸	〃		二四九・九〇	二六九・九〇	
二号工業用金属石鹸	〃		二二九・九〇	二四八・三〇	
三号工業用金属石鹸	〃		二〇九・一〇	二二五・八〇	
四号工業用金属石鹸	〃		一七八・六〇	一九二・九〇	
(三)農業用石鹸			製造業者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
固形農業用石鹸	一キログラム	円	一六一・二〇	一七四・一〇	一九一・五〇
粉末農業用石鹸	〃		一五三・〇〇	一六五・二〇	一八一・七〇
(四)労務者用石鹸	一箇		八・八五	九・五六	一〇・五〇
(五)代用洗剤（代用石鹸を含む）					
石鹸分三〇%以上のもの	一キログラム		一〇二・九〇	一一三・二〇	一二九・五〇
石鹸分五〇%以上のもの	〃		一四七・六〇	一六二・四〇	一八五・八〇

二、販売條件その他

(一)この表の工業石鹸には、繊維精練用石鹸を含むものとする。

(ロ)この表の工業用粉末石鹸には、粉状、針状及び鱗片状を含むものとする。

(ハ)この表の金属石鹸とは、亜鉛石鹸、アルミニューム石鹸、マグネシウム石鹸及びカルシウム石鹸のことである。

(ニ)この表の製造業者販売価格の統制額は、卸売業者の最寄駅貨車乗渡し又は最寄港本船乗渡しの価格であつて、卸売業者が売主の工場所在地と同一市（都は区のある区域）町村内にある場合は卸売業者の店先渡しの価格とする。

(ホ)この表の卸売業者販売価格の統制額は、小売業者の店先渡しの価格とする。

(ヘ)この表の小売業者販売価格の統制額は、小売業者の店先渡しの価格とする。

(ト)製造業者及び卸売業者の販売価格の統制額は、包装費、荷造費を含むものとする。

(チ)(一)に規定した規格に該当しない類似製品であつて、石鹸の代用に供されるものは（油脂分を含むと含まないとを問はず）別に許可を受けたものの外はいかなる名義のものであつてもその統制額を次のように定める。

種別	統制額
粉末状のもの、固形状のもの、練状のもの	一キログラム　八・〇〇円
液状のもの	一リットル　八・〇〇

(リ)昭和二十三年度割当による動植物油脂原料をもつて製造された労務者用石鹸については、昭和二十三年九月十五日物価庁告示第八百八十五号の統制額を適用する。

別表規格表

種別	練別	一箇当正味重量	製品の正味重量に対する水分	乾燥物質の正味重量に対する中性脂肪及び不鹸化物	乾燥物質の正味重量に対するアルコール不溶性分	乾燥物質の正味重量に対する水不溶性分	乾燥物質の正味重量に対する石鹸分	乾燥物質の正味重量に対する比表面張力	乾燥物質の正味重量に対する総脂肪質沃素価	乾燥物質の正味重量に対する総脂肪質融点	乾燥物質の正味重量に対する色相	乾燥物質の正味重量に対する臭気
		グラム以下	%以下	%以下	%以下	%以下	%以上	三五—三六度C	（鹸化以下）	（沃素以上）		
(一)家庭用石鹸	機械練	三八・〇	一六・〇	三一・五	三〇・二	八・五	二〇・〇	—	一・〇	三・〇	淡色	悪臭なし
一号家庭用石鹸	枠練	四五・〇	三五・〇	三一・五	三〇・二	八・五	二〇・〇	—	一・〇	三・〇	淡色	悪臭なし
二号家庭用石鹸	機械練	七六・〇	一六・〇	六五・〇	六〇・四	八・五	二〇・〇	—	一・〇	三・〇	淡色	悪臭なし
二号家庭用石鹸	枠練	九〇・〇	三五・〇	六五・〇	六〇・四	八・五	二〇・〇	—	一・〇	三・〇	淡色	悪臭なし
(二)工業用石鹸												
一号工業用粉末石鹸	—		一五・〇			九二・〇	一・〇	三〇・〇	三・〇			
二号工業用粉末石鹸	—		二〇・〇			七〇・〇	二七・六	一・〇				
三号工業用粉末石鹸	—		二八・〇			五〇・〇	四五・〇	五・〇				

物価号外

昭24. 11. 9.

㈤農業用石鹸

種別	製品の正味重量に対する石鹸分	中性脂肪及び不鹸化物	水不溶性分	遊離アルカリ	アルコール不溶性分	水分	石鹸分	アルコール不溶性分	水不溶性分
	%以上	%以下	%以下	%以下	%以下	%以下	%以上	%以下	%以下
固形農業用石鹸	三二・〇	九三・〇	一・〇	〇・一	一五・〇	二五・〇	五〇・〇	二・〇	一・〇
粉末農業用石鹸	二五・〇	六〇・〇	三・〇						
㈥労務者用石鹸（全量に対し一箇当正味重量六〇グラム以上）									
㈦代用洗剤全量に対する五〇%以上	三〇%以上								

右の規格は通商産業省の定める試験法によるものとする。

第六、第一乃至第五の販売條件

㈠この表の統制額は、別表規格表に該当するものの価格であつて、別に定められた規格に該当しない類似製品の価格は、いかなる名義のものであつても、この表に掲げる近似品の最も低いものの価格とする。但し、別表規格より上質のものをこの表の統制額によつて販売することをさまたげない。

㈡取引高税の加算により生ずる十銭位未満の端数については、切捨て計算するものとする。

㈢昭和二十四年度以降割当による動植物油脂原料をもつて製造された製品については、この表の統制額を適用する。

◉**物価庁告示第九百二十二号**

昭和二十四年八月一日物価庁告示第五百八十号（綿織物の販売価格の統制額指定の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十四年十一月九日

物価庁長官　青木　孝義

昭和二十四年十一月九日

二、の㈡の厚織第七九号の四　和晒　厚　織　一九・〇　一一・八　一反　一、一〇一・〇八　一、一〇一・〇八

同白木綿第三号の二（和晒）の項の次に左のように加える。

白木綿　第三号の二　注染手拭　〇・八〇　二・五　一本　二四・九三　二七・四二　三一・四〇

◉**物価庁告示第九百二十三号**

物価統制令第四條の規定によつて、鉱工品貿易公団拂下げ皮革製品の販売価格の統制額を次のように指定する。

昭和二十四年十一月九日

物価庁長官　青木　孝義

一、統制額表

品名	規格	単位	販売業者販売価格の統制額			
			一	二	三	四
			円	円	円	円
婦人ベルト	牛革丸編二六インチ	一本	一、一五二・〇〇	一、一五二・〇〇	一、一五二・〇〇	一、一五二・〇〇
〃	羊革紐型五七インチ	〃	八七八・〇〇	八七八・〇〇	八七八・〇〇	八七八・〇〇
〃	花飾付二九インチ	〃	一、〇九四・〇〇	一、〇九四・〇〇	一、〇九四・〇〇	一、〇九四・〇〇
〃	三〇インチ	〃	一、一二六・〇〇	一、一二六・〇〇	一、一二六・〇〇	一、一二六・〇〇
〃	結紐付二五インチ	〃	一、〇二一・〇〇	一、〇二一・〇〇	一、〇二一・〇〇	一、〇二一・〇〇
〃	牛革花飾付二八インチ	〃	一、〇六八・〇〇	一、〇六八・〇〇	一、〇六八・〇〇	一、〇六八・〇〇
〃	羊革型二九インチ	〃	九六八・〇〇	九六八・〇〇	九六八・〇〇	九六八・〇〇
〃	木葉型二六インチ	〃	一、〇九九・〇〇	一、〇九九・〇〇	一、〇九九・〇〇	一、〇九九・〇〇
紳子用胴締	牛革一重金バックル合せ銀バックルインチ幅	一組（三本）	一、一七三・〇〇	一、一七三・〇〇	一、一七三・〇〇	一、一七三・〇〇
紳士用革手袋	羊革手縫 外縫 手縫 寸幅	一双	一、一二七・〇〇	一、一二七・〇〇	一、一二七・〇〇	一、一二七・〇〇
婦人用革手袋	〃	〃	四一九・〇〇	四一九・〇〇	四一九・〇〇	四一九・〇〇
〃	〃 外縫 手縫	〃	四一一・〇〇	四一一・〇〇	四一一・〇〇	四一一・〇〇
〃	〃	〃	三八〇・〇〇	三八〇・〇〇	三八〇・〇〇	三八〇・〇〇
〃	〃 外縫 手縫	〃	三七一・〇〇	三七一・〇〇	三七一・〇〇	三七一・〇〇
〃	〃	〃	三八一・〇〇	三八一・〇〇	三八一・〇〇	三八一・〇〇
鮫革手袋	鮫革コンビ	〃	四五五・〇〇	四五五・〇〇	四五五・〇〇	四五五・〇〇
〃	鮫羊革コンビ	〃	四二八・〇〇	四二八・〇〇	四二八・〇〇	四二八・〇〇
抱鞄	牛革ストラップ付 一六インチ	一箇	一、〇五六・〇〇	一、〇五六・〇〇	一、〇五六・〇〇	一、〇五六・〇〇
〃	〃 一七インチ	〃	一、一七五・〇〇	一、一七五・〇〇	一、一七五・〇〇	一、一七五・〇〇
〃	牛革牛ストラップ付 一六インチ	〃	一、〇九三・〇〇	一、〇九三・〇〇	一、〇九三・〇〇	一、〇九三・〇〇
〃	〃 一七インチ	〃	一、二〇四・〇〇	一、二〇四・〇〇	一、二〇四・〇〇	一、二〇四・〇〇
〃	牛ストラップ付 一七インチ	〃	一、一二四・〇〇	一、一二四・〇〇	一、一二四・〇〇	一、一二四・〇〇
〃	〃 一八インチ	〃	一、一五五・〇〇	一、一五五・〇〇	一、一五五・〇〇	一、一五五・〇〇
ボストン鞄	一七インチ×一一½インチ	〃	一、六〇九・〇〇	一、六〇九・〇〇	一、六〇九・〇〇	一、六〇九・〇〇
〃	一八インチ×〃	〃	一、六二七・〇〇	一、六二七・〇〇	一、六二七・〇〇	一、六二七・〇〇
〃	底折式	〃	一、二五八・〇〇	一、二五八・〇〇	一、二五八・〇〇	一、二五八・〇〇
〃	折鞄式	〃	一、五九六・〇〇	一、五九六・〇〇	一、五九六・〇〇	一、五九六・〇〇
ハンドバック	角型一〇インチ	〃	一、八三四・〇〇	一、八三四・〇〇	一、八三四・〇〇	一、八三四・〇〇
〃	亀甲型一三½インチ	〃	二、〇九九・〇〇	二、〇九九・〇〇	二、〇九九・〇〇	二、〇九九・〇〇
〃	羊革太鼓型一〇インチ	〃	二、三四三・〇〇	二、三四三・〇〇	二、三四三・〇〇	二、三四三・〇〇
〃	半円型〃	〃	二、六一三・〇〇	二、六一三・〇〇	二、六一三・〇〇	二、六一三・〇〇
〃	牛革漏血漆染口金付 一六インチ	〃	二、七一〇・〇〇	二、七一〇・〇〇	二、七一〇・〇〇	二、七一〇・〇〇
ダッフルバッグ		〃	二、八四五・〇〇	二、八四五・〇〇	二、八四五・〇〇	二、八四五・〇〇
ブリーフバッグ		〃	二、九五七・〇〇	二、九五七・〇〇	二、九五七・〇〇	二、九五七・〇〇
婦人旅行用化粧鞄		〃	二、〇四二・〇〇	二、〇四二・〇〇	二、〇四二・〇〇	二、〇四二・〇〇
〃	トランク型	〃	四、四三五・〇〇	五、一〇〇・〇〇	五、一〇〇・〇〇	五、一〇〇・〇〇
札入	八インチ×七½インチ	〃	一、五六二・〇〇	一、七九六・〇〇	一、七九六・〇〇	一、七九六・〇〇
花プローチ		〃	四一四・〇〇	四七六・〇〇	四七六・〇〇	四七六・〇〇
旅行用スリッパー	羊革三インチ	〃	一六二・〇〇	一八六・〇〇	一八六・〇〇	一八六・〇〇
〃	馬革サック付	一足	五八一・〇〇	六六八・〇〇	六六八・〇〇	六六八・〇〇

㈡鉱工品貿易公団拂下げ価格の統制額は、包装費及び荷造費を含む公団倉庫庭先渡しの価格とする。

㈢販売業者販売価格の統制額は、販売業者の店先渡しの価格とする。

㈣この表の統制額は、物品税及び取引高税を含まない。

2 東通印
許可番号 24 雑第 6029 号
販賣期限
許可番号 24 雑第 6030 号
販賣期限
許可 販賣 業者 使用 割当 規則 適用 商品 鉱工 品貿 易公 団拂 下皮 革製 品

㈤この表の統制額は、輸出用皮革製品滯貨処理のため通商産業省が指定する販売業者及び消費団体に対して拂下げられるものの価格であつて、次に掲げる証紙を貼付したものについてのみ適用される。

（証紙）

正誤

昭和二十四年七月二十七日官報号外（物価第五十九号）農林省告示第四号（昭和二十四年産米麦等の超過供出のもの政府買入価格指定の件）中一頁上段終から三行一、の第二項のうち「改定」は「変更」の誤り。

農林省官報報告主任

昭和二十四年九月七日官報号外（物価第七十四号）物価庁告示第七百二号（銑鉄普通圧延鋼材及びその半製品の販売価格の統制額指定の件）中三頁四段一、銑鉄の㈣の項の末尾に「その他特殊成分を有するものにして、特に買主の指定による場合は、この表の統制額の五%相当額を加算することができる。」を加えるの、同十一頁一段終りから六行「四二、一〇〇」は「三六、一〇〇」の、同十五頁四段終りから三行「大阪鋼材商事株式会社第二倉庫河岸」は「大阪鉄材商事株式会社第一倉庫河岸」の、同終りから二行「大阪鋼材商事株式会社第二倉庫河岸」は「大阪鉄材商事株式会社第二倉庫河岸」の、同年九月十五日官報号外（物価第七十六号）物価庁告示第七百二十六号（木炭の配給価格指定の件）中三頁下段前文の「配給価格」は「販売価格」の、四頁上段終りから九行島根のなら並「一七三・二〇」は「一七二・二〇」の、同五頁上段6、の次に「7、1、及び5、の計算によつて生ずる五銭未満は切捨て、五銭以上一〇銭未満は一〇銭とする。」の一項を加えるの、同年九月二十日官報号外（物価第七十八号）物価庁告示第七百四十七号（ガラ紡織物の販売価格の統制額指定の件）中二頁下段一、の㈠のネル第一号の番手糸の欄「〃」は「二〇単糸」のいずれも誤り。

物価庁官報報告主任

昭和二十四年九月六日官報号外（物価第七十三号）物価庁告示第六百八十三号中岐阜県の項乳牛の欄「三・五」は「三・二」の誤植

裁判所公告

○公示催告

昭和二十四年（ヘ）第一一七〇号

千葉県松戸市根木三三〇

申立人　小玉英二郎

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十五年五月十二日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十四年十月三日

東京簡易裁判所

裁判官　大竹　綠

（別紙）

目　録

東宝株式会社発行株券百株券二枚

記号番号　第八新甲三一九七号、第八新甲二一一六七号

額面金額　金二千円也

拂込金額　金二十円也

発行年月日　昭和二十三年六月二十日

最終株主名義人　第八新甲三一九七号風間啓次、第八新甲二一一六七号杉崎正三郎

昭和二十四年（ヘ）第一一七二号

大阪府豊中市橋通二の一五

申立人　古賀国太郎

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十五年五月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十四年十月七日

東京簡易裁判所

裁判官　大竹　綠

（別紙）

目　録

昭和石油株式会社株式㈠五十株券一枚、㈡十株券五枚

記号番号　㈠に丙第七五六号、㈡自ろ丁第四七八八号至ろ丁第四七九二号

発行年月日　昭和二十二年十二月三十日

株主名義人　水野鉦蔵

最終所持人　同右

昭和二十四年（ヘ）第一一七五号

愛知県西春日井郡清洲町大字清洲二四六

右代理人弁護士　渡辺　昇八

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十五年五月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十四年十月七日

東京簡易裁判所

裁判官　大竹　綠

（別紙）

目　録

日本銅鑛業産株式会社発行百株券三枚

一株の額面　金五十円全額拂込済

記号番号　乙自第四一八号至第四二〇号

発行年月日　昭和二十二年十二月三十日

株主名義人　水野鉦蔵

最終所持人　同右

昭和二十四年（ヘ）第一一七六号

大阪市旭区赤川町二の七一六

川崎小三郎家督相続人

申立人　川崎　良平

右代理人弁護士　深川　実

昭和二十四年（ヘ）第一一七三号

長崎県大村市竹松郷三八四

申立人　梶原　八郎

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十五年五月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十四年十月七日

東京簡易裁判所

裁判官　大竹　綠

（別紙）

目　録

帝国石油株式会社旧株式五十株券一枚

記号番号　ゐ号丙第二二六七号

一株の額面及拂込　金五十円也内二十円拂込（但昭和二十四年五月二十一日残額金三十円拂込済）

発行年月日　昭和十九年五月十九日

発行者　帝国石油株式会社総裁播本圭三郎

最初の名義人　北樺太石油株式会社

社長取締役荒城二郎

最後の名義人　梶原八郎

取得年月日　昭和十九年七月二十日

昭和二十四年（ヘ）第一一七五号

愛知県西春日井郡清洲町大字清洲二四六

右代理人　渡辺　昇八

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十五年五月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十四年十月七日

東京簡易裁判所

裁判官　大竹　綠

（別紙）

目　録

種類　大日本麦酒株式会社株式

数量　十株券二枚

一株の拂込金額　金五百円

記号番号　合乙第八二〇九号、合第九九九二号

発行者　大日本麦酒株式会社代表取締役大橋新太郎

発行日　昭和八年十一月十八日

最終株主　川崎小三郎

昭和二十四年（ヘ）第一一八一号

大阪市東淀川区木川東之町二の四

申立人　吉村　警男

代理人弁護士　銀島　万作

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十五年五月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十四年十月七日

東京簡易裁判所

裁判官　大竹　綠

（別紙）

目　録

鐘淵紡績株式会社株式一百株券二枚

発行者　鐘淵紡績株式会社

額面　五十株券二枚

一株の拂込　金二千五百円也

記号及番号　丙第二三八五号、丙第三七三七六号

最終株主　吉村繁男

発行年月日　昭和十九年二月一日

昭和二十四年（ヘ）第一一八二号

大阪市西成区天神森二の三一

申立人　豊平　ゐ吉

代理人　川口　為吉

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十五年五月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十四年十月七日

東京簡易裁判所

裁判官　大竹　綠

昭和二十四年（ヘ）第一一八五号

岐阜県加茂郡太田町東木町

申立人　中島　覚一

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十五年五月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十四年十月七日

東京簡易裁判所

裁判官　大竹　綠

（別紙）

目　録

一、鐘淵紡績株式会社株式旧株式五十株券一枚

但し一株券額面　一株に付金五十円拂込済

株券番号　は第二五三六号

発行者　鐘淵紡績株式会社社長津田信吾

一当初株主　宮原清

一最終株主　中島覚一

一最終所持人　同人

昭和二十四年（ヘ）第一一八五号

岐阜県加茂郡太田町東木町

申立人　中島　覚一

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十五年五月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十四年十月七日

東京簡易裁判所

裁判官　大竹　綠

（別紙）

目　録

古河電気工業株式会社株式百六株

五十株券一枚、十株券四枚、一株券十六枚

一株の額面金額　金五十円、全額拂込

記号番号　ス第三六七号、自サ第一八四号至サ第一八六号

発行日　昭和十八年一月八日

記号番号　自イ第八三一号至イ第八三二号、自ア第四三六号至ア第四四〇号

発行日　昭和十三年一月二十日

記号番号　キ第一〇七七号、キ第一〇七七二号

発行日　昭和十三年一月二十五日

発行者　古河電気工業株式会社取締役社長中川末吉

株式各名義人　豊平利吉

右名義人死亡に因り家督相続人豊平　ゐ吉

昭和二十四年（ヘ）第一一八五号

岐阜県加茂郡太田町東木町

申立人　中島　覚一

別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十五年五月十五日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい若し右期日迄に届出及提出がない場合には其の無効を宣言することがある。

昭和二十四年十月七日

東京簡易裁判所

裁判官　大竹　綠

（別紙）

目　録

一、鐘淵紡績株式会社株式旧株式五十株券一枚

但し一株券額面　一株に付金五十円拂込済

株券番号　は第二五三六号

発行者　鐘淵紡績株式会社社長津田信吾

一当初株主　宮原清

一最終株主　中島覚一

一最終所持人　同人

物価号外

昭和二十四年（ケ）第一六六号
千葉県松戸市小根本五一
申立人　明石富士男
右代理人弁護士　北村金太郎
右当庁に当事者間の昭和二十四年（ケ）第一六五号別紙表示の株券に付申立人より提出の公示催告申立事件について当裁判所は昭和二十五年二月十日午前十時の除権決定を為すべき旨の公示催告をなしたるに拘らず何人も権利の申出をなさざるから右株券は無効に宣言する旨の除権決定を為すに相当と認めるから非訟事件手続法第百条に則り主文の通り決定する。
昭和二十四年十二月二十日
千葉地方裁判所松戸支部
裁判官　目録
一、株券番号　(イ)第一八六六号(ロ)第一八六七号(ハ)第一八六八号(ニ)第一八六九号(ホ)第一八七〇号(ヘ)第一八七一号(ト)第一八七二号(チ)第一八七三号(リ)第一八七四号(ヌ)第一八七五号(ル)第一八七六号(ヲ)第一八七七号(ワ)第一八七八号(カ)第一八七九号(ヨ)第一八八〇号(タ)第一八八一号(レ)第一八八二号(ソ)第一八八三号(ツ)第一八八四号(ネ)第一八八五号(ナ)第一八八六号(ラ)第一八八七号(ム)第一八八八号(ウ)第一八八九号(ヰ)第一八九〇号(ノ)第一八九一号(オ)第一八九二号(ク)第一八九三号(ヤ)第一八九四号(マ)第一八九五号(ケ)第一八九六号(フ)第一八九七号(コ)第一八九八号(エ)第一八九九号(テ)第一八〇〇号(ア)第一八〇一号(サ)第一八〇二号(キ)第一八〇三号(ユ)第一八〇四号(メ)第一八〇五号(ミ)第一八〇六号(シ)第一八〇七号(ヱ)第一八〇八号(ヒ)第一八〇九号(モ)第一八一〇号(セ)第一八一一号(ス)第一八一二号
二、株券発行年月日　昭和十年十月一日
三、株券発行者　手島鐘
四、株券番号　(イ)第一〇〇一号(ロ)第一〇〇二号(ハ)第一〇〇三号(ニ)第一〇〇四号(ホ)第一〇〇五号(ヘ)第一〇〇六号(ト)第一〇〇七号(チ)第一〇〇八号(リ)第一〇〇九号(ヌ)第一〇一〇号(ル)第一〇一一号(ヲ)第一〇一二号(ワ)第一〇一三号(カ)第一〇一四号(ヨ)第一〇一五号(タ)第一〇一六号(レ)第一〇一七号(ソ)第一〇一八号(ツ)第一〇一九号(ネ)第一〇二〇号(ナ)第一〇二一号(ラ)第一〇二二号(ム)第一〇二三号(ウ)第一〇二四号(ヰ)第一〇二五号(ノ)第一〇二六号(オ)第一〇二七号(ク)第一〇二八号(ヤ)第一〇二九号(マ)第一〇三〇号(ケ)第一〇三一号(フ)第一〇三二号(コ)第一〇三三号(エ)第一〇三四号(テ)第一〇三五号(ア)第一〇三六号(サ)第一〇三七号(キ)第一〇三八号(ユ)第一〇三九号(メ)第一〇四〇号(ミ)第一〇四一号(シ)第一〇四二号(ヱ)第一〇四三号(ヒ)第一〇四四号(モ)第一〇四五号(セ)第一〇四六号(ス)第一〇四七号
五、株券の種類　普通株式
六、株券一株の金額　五〇円
七、株券の数　一〇〇株券一枚、一〇株券一枚
八、株券の記名又は無記名の別　記名株券
九、株券の譲渡制限の有無　譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要ス
十、株券の譲渡又は質入れの手続　株券ノ裏面ニ譲渡又ハ質入ノ旨ヲ記載シ且ツ株主名簿ニ其ノ旨ヲ記載スルニアラザレバ会社ニ対シテ其ノ効力ヲ生ゼズ
十一、株券の名義書換又は質入れの記載の手続　株券ノ裏面ニ名義書換又ハ質入ノ旨ヲ記載シ且ツ株主名簿ニ其ノ旨ヲ記載スルニアラザレバ会社ニ対シテ其ノ効力ヲ生ゼズ
十二、株券の名義書換又は質入れの記載の年月日　(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(サ)(キ)(ユ)(メ)(ミ)(シ)(ヱ)(ヒ)(モ)(セ)(ス)昭和二十四年十二月二十日
十三、株券の名義書換又は質入れの記載の理由　(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(サ)(キ)(ユ)(メ)(ミ)(シ)(ヱ)(ヒ)(モ)(セ)(ス)株券紛失ニ付昭和二十四年十二月二十日公示催告申立

昭和二十四年（ケ）第一六七号
申立人　金岡一郎
右当庁に当事者間の昭和二十四年（ケ）第一六六号別紙表示の株券に付申立人より提出の公示催告申立事件について当裁判所は昭和二十五年二月十日午前十時の除権決定を為すべき旨の公示催告をなしたるに拘らず何人も権利の申出をなさざるから右株券は無効に宣言する旨の除権決定を為すに相当と認めるから非訟事件手続法第百条に則り主文の通り決定する。
昭和二十四年十二月二十日
千葉地方裁判所松戸支部
裁判官　目録
一、株券番号　(イ)第一八六六号(ロ)第一八六七号(ハ)第一八六八号(ニ)第一八六九号(ホ)第一八七〇号(ヘ)第一八七一号(ト)第一八七二号(チ)第一八七三号(リ)第一八七四号(ヌ)第一八七五号(ル)第一八七六号(ヲ)第一八七七号(ワ)第一八七八号(カ)第一八七九号(ヨ)第一八八〇号(タ)第一八八一号(レ)第一八八二号(ソ)第一八八三号(ツ)第一八八四号(ネ)第一八八五号(ナ)第一八八六号(ラ)第一八八七号(ム)第一八八八号(ウ)第一八八九号(ヰ)第一八九〇号(ノ)第一八九一号(オ)第一八九二号(ク)第一八九三号(ヤ)第一八九四号(マ)第一八九五号(ケ)第一八九六号(フ)第一八九七号(コ)第一八九八号(エ)第一八九九号(テ)第一八〇〇号(ア)第一八〇一号(サ)第一八〇二号(キ)第一八〇三号(ユ)第一八〇四号(メ)第一八〇五号(ミ)第一八〇六号(シ)第一八〇七号(ヱ)第一八〇八号(ヒ)第一八〇九号(モ)第一八一〇号(セ)第一八一一号(ス)第一八一二号
二、株券発行年月日　昭和十年十月一日
三、株券発行者　手島鐘
四、株券番号　(イ)第一〇〇一号(ロ)第一〇〇二号(ハ)第一〇〇三号(ニ)第一〇〇四号(ホ)第一〇〇五号(ヘ)第一〇〇六号(ト)第一〇〇七号(チ)第一〇〇八号(リ)第一〇〇九号(ヌ)第一〇一〇号(ル)第一〇一一号(ヲ)第一〇一二号(ワ)第一〇一三号(カ)第一〇一四号(ヨ)第一〇一五号(タ)第一〇一六号(レ)第一〇一七号(ソ)第一〇一八号(ツ)第一〇一九号(ネ)第一〇二〇号(ナ)第一〇二一号(ラ)第一〇二二号(ム)第一〇二三号(ウ)第一〇二四号(ヰ)第一〇二五号(ノ)第一〇二六号(オ)第一〇二七号(ク)第一〇二八号(ヤ)第一〇二九号(マ)第一〇三〇号(ケ)第一〇三一号(フ)第一〇三二号(コ)第一〇三三号(エ)第一〇三四号(テ)第一〇三五号(ア)第一〇三六号(サ)第一〇三七号(キ)第一〇三八号(ユ)第一〇三九号(メ)第一〇四〇号(ミ)第一〇四一号(シ)第一〇四二号(ヱ)第一〇四三号(ヒ)第一〇四四号(モ)第一〇四五号(セ)第一〇四六号(ス)第一〇四七号
五、株券の種類　普通株式
六、株券一株の金額　五〇円
七、株券の数　一〇〇株券一枚、一〇株券一枚
八、株券の記名又は無記名の別　記名株券
九、株券の譲渡制限の有無　譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要ス
十、株券の譲渡又は質入れの手続　株券ノ裏面ニ譲渡又ハ質入ノ旨ヲ記載シ且ツ株主名簿ニ其ノ旨ヲ記載スルニアラザレバ会社ニ対シテ其ノ効力ヲ生ゼズ
十一、株券の名義書換又は質入れの記載の手続　株券ノ裏面ニ名義書換又ハ質入ノ旨ヲ記載シ且ツ株主名簿ニ其ノ旨ヲ記載スルニアラザレバ会社ニ対シテ其ノ効力ヲ生ゼズ
十二、株券の名義書換又は質入れの記載の年月日　(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(サ)(キ)(ユ)(メ)(ミ)(シ)(ヱ)(ヒ)(モ)(セ)(ス)昭和二十四年十二月二十日
十三、株券の名義書換又は質入れの記載の理由　(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(サ)(キ)(ユ)(メ)(ミ)(シ)(ヱ)(ヒ)(モ)(セ)(ス)株券紛失ニ付昭和二十四年十二月二十日公示催告申立

昭和二十四年（ケ）第一六八号
申立人　川村　昇
右代理人　千種良佐
右当庁に当事者間の昭和二十四年（ケ）第一六七号別紙表示の株券に付申立人より提出の公示催告申立事件について当裁判所は昭和二十五年二月十日午前十時の除権決定を為すべき旨の公示催告をなしたるに拘らず何人も権利の申出をなさざるから右株券は無効に宣言する旨の除権決定を為すに相当と認めるから非訟事件手続法第百条に則り主文の通り決定する。
昭和二十四年十二月二十日
千葉地方裁判所松戸支部
裁判官　目録
一、株券番号　(イ)第一八六六号(ロ)第一八六七号(ハ)第一八六八号(ニ)第一八六九号(ホ)第一八七〇号(ヘ)第一八七一号(ト)第一八七二号(チ)第一八七三号(リ)第一八七四号(ヌ)第一八七五号(ル)第一八七六号(ヲ)第一八七七号(ワ)第一八七八号(カ)第一八七九号(ヨ)第一八八〇号(タ)第一八八一号(レ)第一八八二号(ソ)第一八八三号(ツ)第一八八四号(ネ)第一八八五号(ナ)第一八八六号(ラ)第一八八七号(ム)第一八八八号(ウ)第一八八九号(ヰ)第一八九〇号(ノ)第一八九一号(オ)第一八九二号(ク)第一八九三号(ヤ)第一八九四号(マ)第一八九五号(ケ)第一八九六号(フ)第一八九七号(コ)第一八九八号(エ)第一八九九号(テ)第一八〇〇号(ア)第一八〇一号(サ)第一八〇二号(キ)第一八〇三号(ユ)第一八〇四号(メ)第一八〇五号(ミ)第一八〇六号(シ)第一八〇七号(ヱ)第一八〇八号(ヒ)第一八〇九号(モ)第一八一〇号(セ)第一八一一号(ス)第一八一二号
二、株券発行年月日　昭和十年十月一日
三、株券発行者　手島鐘
四、株券番号　(イ)第一〇〇一号(ロ)第一〇〇二号(ハ)第一〇〇三号(ニ)第一〇〇四号(ホ)第一〇〇五号(ヘ)第一〇〇六号(ト)第一〇〇七号(チ)第一〇〇八号(リ)第一〇〇九号(ヌ)第一〇一〇号(ル)第一〇一一号(ヲ)第一〇一二号(ワ)第一〇一三号(カ)第一〇一四号(ヨ)第一〇一五号(タ)第一〇一六号(レ)第一〇一七号(ソ)第一〇一八号(ツ)第一〇一九号(ネ)第一〇二〇号(ナ)第一〇二一号(ラ)第一〇二二号(ム)第一〇二三号(ウ)第一〇二四号(ヰ)第一〇二五号(ノ)第一〇二六号(オ)第一〇二七号(ク)第一〇二八号(ヤ)第一〇二九号(マ)第一〇三〇号(ケ)第一〇三一号(フ)第一〇三二号(コ)第一〇三三号(エ)第一〇三四号(テ)第一〇三五号(ア)第一〇三六号(サ)第一〇三七号(キ)第一〇三八号(ユ)第一〇三九号(メ)第一〇四〇号(ミ)第一〇四一号(シ)第一〇四二号(ヱ)第一〇四三号(ヒ)第一〇四四号(モ)第一〇四五号(セ)第一〇四六号(ス)第一〇四七号
五、株券の種類　普通株式
六、株券一株の金額　五〇円
七、株券の数　一〇〇株券一枚、一〇株券一枚
八、株券の記名又は無記名の別　記名株券
九、株券の譲渡制限の有無　譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要ス
十、株券の譲渡又は質入れの手続　株券ノ裏面ニ譲渡又ハ質入ノ旨ヲ記載シ且ツ株主名簿ニ其ノ旨ヲ記載スルニアラザレバ会社ニ対シテ其ノ効力ヲ生ゼズ
十一、株券の名義書換又は質入れの記載の手続　株券ノ裏面ニ名義書換又ハ質入ノ旨ヲ記載シ且ツ株主名簿ニ其ノ旨ヲ記載スルニアラザレバ会社ニ対シテ其ノ効力ヲ生ゼズ
十二、株券の名義書換又は質入れの記載の年月日　(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(サ)(キ)(ユ)(メ)(ミ)(シ)(ヱ)(ヒ)(モ)(セ)(ス)昭和二十四年十二月二十日
十三、株券の名義書換又は質入れの記載の理由　(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(サ)(キ)(ユ)(メ)(ミ)(シ)(ヱ)(ヒ)(モ)(セ)(ス)株券紛失ニ付昭和二十四年十二月二十日公示催告申立

昭和二十四年（ケ）第一六九号
申立人　目録
右代理人弁護士　北村金太郎
右当庁に当事者間の昭和二十四年（ケ）第一六八号別紙表示の株券に付申立人より提出の公示催告申立事件について当裁判所は昭和二十五年二月十日午前十時の除権決定を為すべき旨の公示催告をなしたるに拘らず何人も権利の申出をなさざるから右株券は無効に宣言する旨の除権決定を為すに相当と認めるから非訟事件手続法第百条に則り主文の通り決定する。
昭和二十四年十二月二十日
千葉地方裁判所松戸支部
裁判官　目録
一、株券番号　(イ)第一八六六号(ロ)第一八六七号(ハ)第一八六八号(ニ)第一八六九号(ホ)第一八七〇号(ヘ)第一八七一号(ト)第一八七二号(チ)第一八七三号(リ)第一八七四号(ヌ)第一八七五号(ル)第一八七六号(ヲ)第一八七七号(ワ)第一八七八号(カ)第一八七九号(ヨ)第一八八〇号(タ)第一八八一号(レ)第一八八二号(ソ)第一八八三号(ツ)第一八八四号(ネ)第一八八五号(ナ)第一八八六号(ラ)第一八八七号(ム)第一八八八号(ウ)第一八八九号(ヰ)第一八九〇号(ノ)第一八九一号(オ)第一八九二号(ク)第一八九三号(ヤ)第一八九四号(マ)第一八九五号(ケ)第一八九六号(フ)第一八九七号(コ)第一八九八号(エ)第一八九九号(テ)第一八〇〇号(ア)第一八〇一号(サ)第一八〇二号(キ)第一八〇三号(ユ)第一八〇四号(メ)第一八〇五号(ミ)第一八〇六号(シ)第一八〇七号(ヱ)第一八〇八号(ヒ)第一八〇九号(モ)第一八一〇号(セ)第一八一一号(ス)第一八一二号
二、株券発行年月日　昭和十年十月一日
三、株券発行者　手島鐘
四、株券番号　(イ)第一〇〇一号(ロ)第一〇〇二号(ハ)第一〇〇三号(ニ)第一〇〇四号(ホ)第一〇〇五号(ヘ)第一〇〇六号(ト)第一〇〇七号(チ)第一〇〇八号(リ)第一〇〇九号(ヌ)第一〇一〇号(ル)第一〇一一号(ヲ)第一〇一二号(ワ)第一〇一三号(カ)第一〇一四号(ヨ)第一〇一五号(タ)第一〇一六号(レ)第一〇一七号(ソ)第一〇一八号(ツ)第一〇一九号(ネ)第一〇二〇号(ナ)第一〇二一号(ラ)第一〇二二号(ム)第一〇二三号(ウ)第一〇二四号(ヰ)第一〇二五号(ノ)第一〇二六号(オ)第一〇二七号(ク)第一〇二八号(ヤ)第一〇二九号(マ)第一〇三〇号(ケ)第一〇三一号(フ)第一〇三二号(コ)第一〇三三号(エ)第一〇三四号(テ)第一〇三五号(ア)第一〇三六号(サ)第一〇三七号(キ)第一〇三八号(ユ)第一〇三九号(メ)第一〇四〇号(ミ)第一〇四一号(シ)第一〇四二号(ヱ)第一〇四三号(ヒ)第一〇四四号(モ)第一〇四五号(セ)第一〇四六号(ス)第一〇四七号
五、株券の種類　普通株式
六、株券一株の金額　五〇円
七、株券の数　一〇〇株券一枚、一〇株券一枚
八、株券の記名又は無記名の別　記名株券
九、株券の譲渡制限の有無　譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要ス
十、株券の譲渡又は質入れの手続　株券ノ裏面ニ譲渡又ハ質入ノ旨ヲ記載シ且ツ株主名簿ニ其ノ旨ヲ記載スルニアラザレバ会社ニ対シテ其ノ効力ヲ生ゼズ
十一、株券の名義書換又は質入れの記載の手続　株券ノ裏面ニ名義書換又ハ質入ノ旨ヲ記載シ且ツ株主名簿ニ其ノ旨ヲ記載スルニアラザレバ会社ニ対シテ其ノ効力ヲ生ゼズ
十二、株券の名義書換又は質入れの記載の年月日　(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(サ)(キ)(ユ)(メ)(ミ)(シ)(ヱ)(ヒ)(モ)(セ)(ス)昭和二十四年十二月二十日
十三、株券の名義書換又は質入れの記載の理由　(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(サ)(キ)(ユ)(メ)(ミ)(シ)(ヱ)(ヒ)(モ)(セ)(ス)株券紛失ニ付昭和二十四年十二月二十日公示催告申立

○公示送達

昭和二十四年（ワ）第一一二八号
被告　金岡一郎
右当庁に当事者間の昭和二十四年（ワ）第一一二八号貸金請求事件につき昭和二十四年十二月十日午前十時の口頭弁論期日に被告は出頭しないから民事訴訟法第二百四十条第一項により原告の請求を認容する。
昭和二十四年十二月十日
千葉地方裁判所松戸支部
裁判官　目録
一、被告の住所　千葉県東葛飾郡小金町
二、請求の趣旨　被告は原告に対し金二万円及びこれに対する昭和二十四年十月一日から支払済まで年六分の割合による金員を支払うべし
三、訴訟費用は被告の負担とする
四、仮執行の宣言
五、請求の原因　被告は原告に対し昭和二十四年十月一日金二万円を弁済期の定めなく借り受けたが未だ元利金を支払わない
六、証拠方法　証人　金岡一郎
七、附属書類　訴状副本一通
八、原告の表示　千葉県東葛飾郡小金町
原告　金岡一郎

昭和二十四年（ワ）第一一二九号
被告　目録
右当庁に当事者間の昭和二十四年（ワ）第一一二九号貸金請求事件につき昭和二十四年十二月十日午前十時の口頭弁論期日に被告は出頭しないから民事訴訟法第二百四十条第一項により原告の請求を認容する。
昭和二十四年十二月十日
千葉地方裁判所松戸支部
裁判官　目録
一、被告の住所　千葉県東葛飾郡小金町
二、請求の趣旨　被告は原告に対し金二万円及びこれに対する昭和二十四年十月一日から支払済まで年六分の割合による金員を支払うべし
三、訴訟費用は被告の負担とする
四、仮執行の宣言
五、請求の原因　被告は原告に対し昭和二十四年十月一日金二万円を弁済期の定めなく借り受けたが未だ元利金を支払わない
六、証拠方法　証人　金岡一郎
七、附属書類　訴状副本一通
八、原告の表示　千葉県東葛飾郡小金町
原告　金岡一郎

昭和二十四年（ワ）第一一三〇号
被告　目録
右当庁に当事者間の昭和二十四年（ワ）第一一三〇号貸金請求事件につき昭和二十四年十二月十日午前十時の口頭弁論期日に被告は出頭しないから民事訴訟法第二百四十条第一項により原告の請求を認容する。
昭和二十四年十二月十日
千葉地方裁判所松戸支部
裁判官　目録
一、被告の住所　千葉県東葛飾郡小金町
二、請求の趣旨　被告は原告に対し金二万円及びこれに対する昭和二十四年十月一日から支払済まで年六分の割合による金員を支払うべし
三、訴訟費用は被告の負担とする
四、仮執行の宣言
五、請求の原因　被告は原告に対し昭和二十四年十月一日金二万円を弁済期の定めなく借り受けたが未だ元利金を支払わない
六、証拠方法　証人　金岡一郎
七、附属書類　訴状副本一通
八、原告の表示　千葉県東葛飾郡小金町
原告　金岡一郎

昭和二十四年（ワ）第一一三一号
被告　目録
右当庁に当事者間の昭和二十四年（ワ）第一一三一号貸金請求事件につき昭和二十四年十二月十日午前十時の口頭弁論期日に被告は出頭しないから民事訴訟法第二百四十条第一項により原告の請求を認容する。
昭和二十四年十二月十日
千葉地方裁判所松戸支部
裁判官　目録
一、被告の住所　千葉県東葛飾郡小金町
二、請求の趣旨　被告は原告に対し金二万円及びこれに対する昭和二十四年十月一日から支払済まで年六分の割合による金員を支払うべし
三、訴訟費用は被告の負担とする
四、仮執行の宣言
五、請求の原因　被告は原告に対し昭和二十四年十月一日金二万円を弁済期の定めなく借り受けたが未だ元利金を支払わない
六、証拠方法　証人　金岡一郎
七、附属書類　訴状副本一通
八、原告の表示　千葉県東葛飾郡小金町
原告　金岡一郎

昭和二十四年（ワ）第一一三二号
被告　目録
右当庁に当事者間の昭和二十四年（ワ）第一一三二号貸金請求事件につき昭和二十四年十二月十日午前十時の口頭弁論期日に被告は出頭しないから民事訴訟法第二百四十条第一項により原告の請求を認容する。
昭和二十四年十二月十日
千葉地方裁判所松戸支部
裁判官　目録
一、被告の住所　千葉県東葛飾郡小金町
二、請求の趣旨　被告は原告に対し金二万円及びこれに対する昭和二十四年十月一日から支払済まで年六分の割合による金員を支払うべし
三、訴訟費用は被告の負担とする
四、仮執行の宣言
五、請求の原因　被告は原告に対し昭和二十四年十月一日金二万円を弁済期の定めなく借り受けたが未だ元利金を支払わない
六、証拠方法　証人　金岡一郎
七、附属書類　訴状副本一通
八、原告の表示　千葉県東葛飾郡小金町
原告　金岡一郎

昭和二十四年（ワ）第一一三三号
被告　目録
右当庁に当事者間の昭和二十四年（ワ）第一一三三号貸金請求事件につき昭和二十四年十二月十日午前十時の口頭弁論期日に被告は出頭しないから民事訴訟法第二百四十条第一項により原告の請求を認容する。
昭和二十四年十二月十日
千葉地方裁判所松戸支部
裁判官　目録
一、被告の住所　千葉県東葛飾郡小金町
二、請求の趣旨　被告は原告に対し金二万円及びこれに対する昭和二十四年十月一日から支払済まで年六分の割合による金員を支払うべし
三、訴訟費用は被告の負担とする
四、仮執行の宣言
五、請求の原因　被告は原告に対し昭和二十四年十月一日金二万円を弁済期の定めなく借り受けたが未だ元利金を支払わない
六、証拠方法　証人　金岡一郎
七、附属書類　訴状副本一通
八、原告の表示　千葉県東葛飾郡小金町
原告　金岡一郎

昭和二十四年（ワ）第一一三四号
被告　目録
右当庁に当事者間の昭和二十四年（ワ）第一一三四号貸金請求事件につき昭和二十四年十二月十日午前十時の口頭弁論期日に被告は出頭しないから民事訴訟法第二百四十条第一項により原告の請求を認容する。
昭和二十四年十二月十日
千葉地方裁判所松戸支部
裁判官　目録
一、被告の住所　千葉県東葛飾郡小金町
二、請求の趣旨　被告は原告に対し金二万円及びこれに対する昭和二十四年十月一日から支払済まで年六分の割合による金員を支払うべし
三、訴訟費用は被告の負担とする
四、仮執行の宣言
五、請求の原因　被告は原告に対し昭和二十四年十月一日金二万円を弁済期の定めなく借り受けたが未だ元利金を支払わない
六、証拠方法　証人　金岡一郎
七、附属書類　訴状副本一通
八、原告の表示　千葉県東葛飾郡小金町
原告　金岡一郎

昭和二十四年（ワ）第一一三五号
被告　目録
右当庁に当事者間の昭和二十四年（ワ）第一一三五号貸金請求事件につき昭和二十四年十二月十日午前十時の口頭弁論期日に被告は出頭しないから民事訴訟法第二百四十条第一項により原告の請求を認容する。
昭和二十四年十二月十日
千葉地方裁判所松戸支部
裁判官　目録
一、被告の住所　千葉県東葛飾郡小金町
二、請求の趣旨　被告は原告に対し金二万円及びこれに対する昭和二十四年十月一日から支払済まで年六分の割合による金員を支払うべし
三、訴訟費用は被告の負担とする
四、仮執行の宣言
五、請求の原因　被告は原告に対し昭和二十四年十月一日金二万円を弁済期の定めなく借り受けたが未だ元利金を支払わない
六、証拠方法　証人　金岡一郎
七、附属書類　訴状副本一通
八、原告の表示　千葉県東葛飾郡小金町
原告　金岡一郎

昭和二十四年（ワ）第一一三六号
被告　目録
右当庁に当事者間の昭和二十四年（ワ）第一一三六号貸金請求事件につき昭和二十四年十二月十日午前十時の口頭弁論期日に被告は出頭しないから民事訴訟法第二百四十条第一項により原告の請求を認容する。
昭和二十四年十二月十日
千葉地方裁判所松戸支部
裁判官　目録
一、被告の住所　千葉県東葛飾郡小金町
二、請求の趣旨　被告は原告に対し金二万円及びこれに対する昭和二十四年十月一日から支払済まで年六分の割合による金員を支払うべし
三、訴訟費用は被告の負担とする
四、仮執行の宣言
五、請求の原因　被告は原告に対し昭和二十四年十月一日金二万円を弁済期の定めなく借り受けたが未だ元利金を支払わない
六、証拠方法　証人　金岡一郎
七、附属書類　訴状副本一通
八、原告の表示　千葉県東葛飾郡小金町
原告　金岡一郎

昭和二十四年（ワ）第一一三七号
被告　目録
右当庁に当事者間の昭和二十四年（ワ）第一一三七号貸金請求事件につき昭和二十四年十二月十日午前十時の口頭弁論期日に被告は出頭しないから民事訴訟法第二百四十条第一項により原告の請求を認容する。
昭和二十四年十二月十日
千葉地方裁判所松戸支部
裁判官　目録
一、被告の住所　千葉県東葛飾郡小金町
二、請求の趣旨　被告は原告に対し金二万円及びこれに対する昭和二十四年十月一日から支払済まで年六分の割合による金員を支払うべし
三、訴訟費用は被告の負担とする
四、仮執行の宣言
五、請求の原因　被告は原告に対し昭和二十四年十月一日金二万円を弁済期の定めなく借り受けたが未だ元利金を支払わない
六、証拠方法　証人　金岡一郎
七、附属書類　訴状副本一通
八、原告の表示　千葉県東葛飾郡小金町
原告　金岡一郎

昭和二十四年（ワ）第一一三八号
被告　目録
右当庁に当事者間の昭和二十四年（ワ）第一一三八号貸金請求事件につき昭和二十四年十二月十日午前十時の口頭弁論期日に被告は出頭しないから民事訴訟法第二百四十条第一項により原告の請求を認容する。
昭和二十四年十二月十日
千葉地方裁判所松戸支部
裁判官　目録
一、被告の住所　千葉県東葛飾郡小金町
二、請求の趣旨　被告は原告に対し金二万円及びこれに対する昭和二十四年十月一日から支払済まで年六分の割合による金員を支払うべし
三、訴訟費用は被告の負担とする
四、仮執行の宣言
五、請求の原因　被告は原告に対し昭和二十四年十月一日金二万円を弁済期の定めなく借り受けたが未だ元利金を支払わない
六、証拠方法　証人　金岡一郎
七、附属書類　訴状副本一通
八、原告の表示　千葉県東葛飾郡小金町
原告　金岡一郎

昭和二十四年（ワ）第一一三九号
被告　目録
右当庁に当事者間の昭和二十四年（ワ）第一一三九号貸金請求事件につき昭和二十四年十二月十日午前十時の口頭弁論期日に被告は出頭しないから民事訴訟法第二百四十条第一項により原告の請求を認容する。
昭和二十四年十二月十日
千葉地方裁判所松戸支部
裁判官　目録
一、被告の住所　千葉県東葛飾郡小金町
二、請求の趣旨　被告は原告に対し金二万円及びこれに対する昭和二十四年十月一日から支払済まで年六分の割合による金員を支払うべし
三、訴訟費用は被告の負担とする
四、仮執行の宣言
五、請求の原因　被告は原告に対し昭和二十四年十月一日金二万円を弁済期の定めなく借り受けたが未だ元利金を支払わない
六、証拠方法　証人　金岡一郎
七、附属書類　訴状副本一通
八、原告の表示　千葉県東葛飾郡小金町
原告　金岡一郎

昭和二十四年（ワ）第一一四〇号
被告　目録
右当庁に当事者間の昭和二十四年（ワ）第一一四〇号貸金請求事件につき昭和二十四年十二月十日午前十時の口頭弁論期日に被告は出頭しないから民事訴訟法第二百四十条第一項により原告の請求を認容する。
昭和二十四年十二月十日
千葉地方裁判所松戸支部
裁判官　目録
一、被告の住所　千葉県東葛飾郡小金町
二、請求の趣旨　被告は原告に対し金二万円及びこれに対する昭和二十四年十月一日から支払済まで年六分の割合による金員を支払うべし
三、訴訟費用は被告の負担とする
四、仮執行の宣言
五、請求の原因　被告は原告に対し昭和二十四年十月一日金二万円を弁済期の定めなく借り受けたが未だ元利金を支払わない
六、証拠方法　証人　金岡一郎
七、附属書類　訴状副本一通
八、原告の表示　千葉県東葛飾郡小金町
原告　金岡一郎

昭和二十四年（ワ）第一一四一号
被告　目録
右当庁に当事者間の昭和二十四年（ワ）第一一四一号貸金請求事件につき昭和二十四年十二月十日午前十時の口頭弁論期日に被告は出頭しないから民事訴訟法第二百四十条第一項により原告の請求を認容する。
昭和二十四年十二月十日
千葉地方裁判所松戸支部
裁判官　目録
一、被告の住所　千葉県東葛飾郡小金町
二、請求の趣旨　被告は原告に対し金二万円及びこれに対する昭和二十四年十月一日から支払済まで年六分の割合による金員を支払うべし
三、訴訟費用は被告の負担とする
四、仮執行の宣言
五、請求の原因　被告は原告に対し昭和二十四年十月一日金二万円を弁済期の定めなく借り受けたが未だ元利金を支払わない
六、証拠方法　証人　金岡一郎
七、附属書類　訴状副本一通
八、原告の表示　千葉県東葛飾郡小金町
原告　金岡一郎

昭和二十四年（ワ）第一一四二号
被告　目録
右当庁に当事者間の昭和二十四年（ワ）第一一四二号貸金請求事件につき昭和二十四年十二月十日午前十時の口頭弁論期日に被告は出頭しないから民事訴訟法第二百四十条第一項により原告の請求を認容する。
昭和二十四年十二月十日
千葉地方裁判所松戸支部
裁判官　目録
一、被告の住所　千葉県東葛飾郡小金町
二、請求の趣旨　被告は原告に対し金二万円及びこれに対する昭和二十四年十月一日から支払済まで年六分の割合による金員を支払うべし
三、訴訟費用は被告の負担とする
四、仮執行の宣言
五、請求の原因　被告は原告に対し昭和二十四年十月一日金二万円を弁済期の定めなく借り受けたが未だ元利金を支払わない
六、証拠方法　証人　金岡一郎
七、附属書類　訴状副本一通
八、原告の表示　千葉県東葛飾郡小金町
原告　金岡一郎

昭和二十四年（ワ）第一一四三号
被告　目録
右当庁に当事者間の昭和二十四年（ワ）第一一四三号貸金請求事件につき昭和二十四年十二月十日午前十時の口頭弁論期日に被告は出頭しないから民事訴訟法第二百四十条第一項により原告の請求を認容する。
昭和二十四年十二月十日
千葉地方裁判所松戸支部
裁判官　目録
一、被告の住所　千葉県東葛飾郡小金町
二、請求の趣旨　被告は原告に対し金二万円及びこれに対する昭和二十四年十月一日から支払済まで年六分の割合による金員を支払うべし
三、訴訟費用は被告の負担とする
四、仮執行の宣言
五、請求の原因　被告は原告に対し昭和二十四年十月一日金二万円を弁済期の定めなく借り受けたが未だ元利金を支払わない
六、証拠方法　証人　金岡一郎
七、附属書類　訴状副本一通
八、原告の表示　千葉県東葛飾郡小金町
原告　金岡一郎

昭和二十四年（ワ）第一一四四号
被告　目録
右当庁に当事者間の昭和二十四年（ワ）第一一四四号貸金請求事件につき昭和二十四年十二月十日午前十時の口頭弁論期日に被告は出頭しないから民事訴訟法第二百四十条第一項により原告の請求を認容する。
昭和二十四年十二月十日
千葉地方裁判所松戸支部
裁判官　目録
一、被告の住所　千葉県東葛飾郡小金町
二、請求の趣旨　被告は原告に対し金二万円及びこれに対する昭和二十四年十月一日から支払済まで年六分の割合による金員を支払うべし
三、訴訟費用は被告の負担とする
四、仮執行の宣言
五、請求の原因　被告は原告に対し昭和二十四年十月一日金二万円を弁済期の定めなく借り受けたが未だ元利金を支払わない
六、証拠方法　証人　金岡一郎
七、附属書類　訴状副本一通
八、原告の表示　千葉県東葛飾郡小金町
原告　金岡一郎

昭和二十四年（ワ）第一一四五号
被告　目録
右当庁に当事者間の昭和二十四年（ワ）第一一四五号貸金請求事件につき昭和二十四年十二月十日午前十時の口頭弁論期日に被告は出頭しないから民事訴訟法第二百四十条第一項により原告の請求を認容する。
昭和二十四年十二月十日
千葉地方裁判所松戸支部
裁判官　目録
一、被告の住所　千葉